

講談
速記

日清戰爭實記

若木圓先先生口演

特 12

161



日清戦争實記序

我が日本帝國の朝鮮内治を謀るは彼をして境土を安んせしむるの
大なる功也。伊達で我れの利害に關するも亦大なるはなり故に我が兵
を出せしは東學の賊徒を鎮定し其獨立を扶けしめんと欲するに外
ならず然るも清國の無謀不稽なる我れを以て韓土を併呑するの意
ありとなし已れ陰險の奸策を施し我が處置を左支右梧し我が警備
として彼の土はある兵員を撤去せしめんとす然して已れ韓を以て
屬邦とし相繼ぎて兵を韓土に出し戰艦を彼の近海に懸し其交戰の
準備をなすや火を視るより明らかなり彼れ繼ひ其準備あるも我れ
對し公然戰を宣するにあらされば我れ何ぞ彼れに對し戰ひを挑む可

んや然れども勇壯活達の我が兵彼に對し砲を發せんとするも文明の平和を主とするを以て堪へ難きに堪へ忍び難きを忍び俎豆の間事を議せんと欲するに彼れ却て豊島海灣に於て我が軍艦に砲を發するに至る我れ安んぞこれを忍ぶ可んや則應戦し瞬間一艘を擊没し一艘を捕獲す嗣て成歡驛の陸戦に於ける數百の兵を殺傷し旗旒兵器を分捕し車載山積十分の勝を奏するに至る茲に於てか天皇陛下震怒あらせられ明治廿七年八月一日を以て宣戰の詔勅を下し給ふ畏くも其大意を簡易に表示せん大日本帝國皇帝忠武なる汝らに示す茲に清國に對し戰を宣す汝ら朕が意を體し陸に海に交戰に従事し各々一切の手段を盡すべし朕即位以來事を外國に

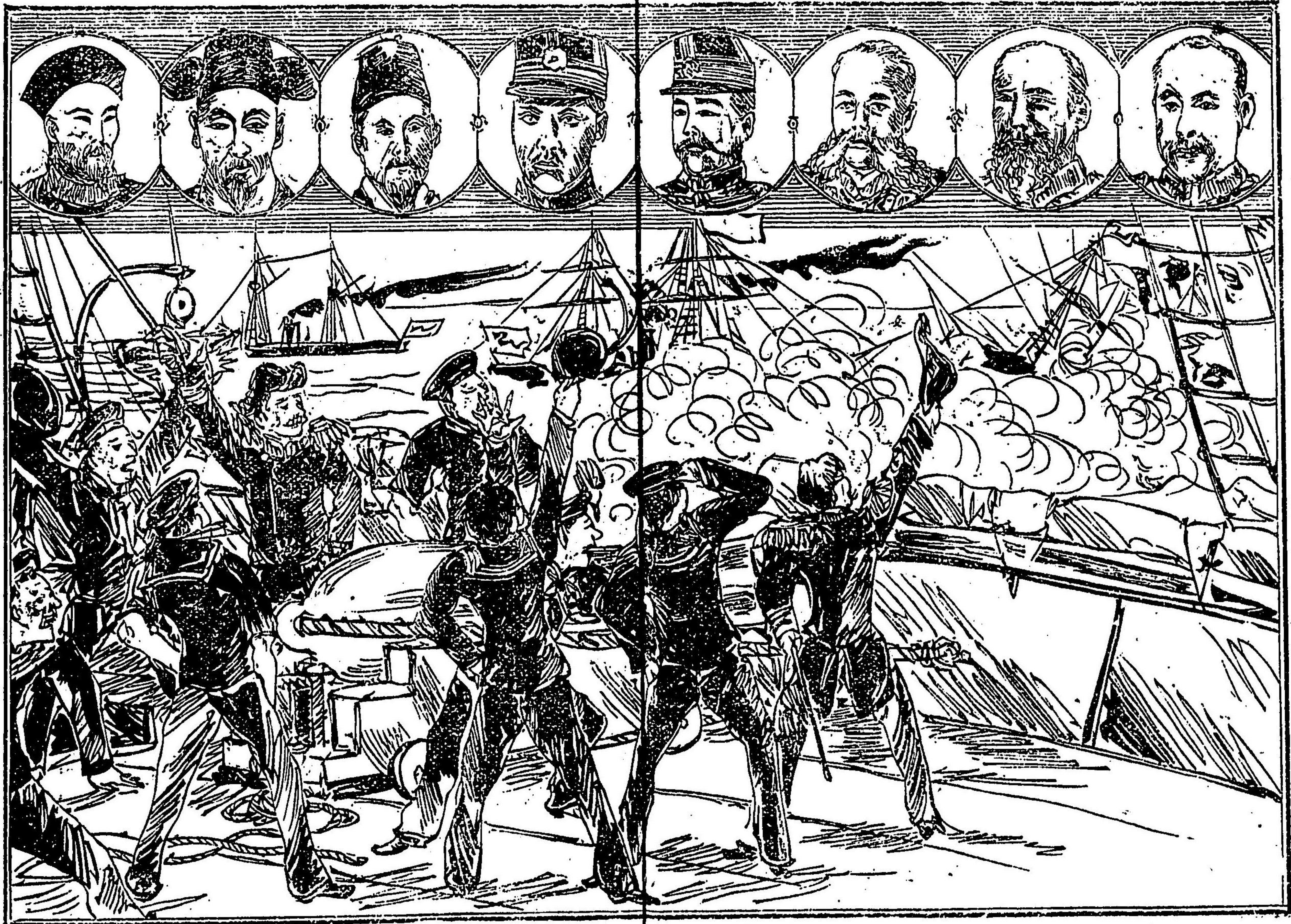
構ふるの宜しからざるを信じ常に汝らをして友邦の誼を厚くせしめ各國の交際年を逐て親密を加へしに何を圖らん清國の朝鮮事件に於ける我れに對し隣交に戻り信義を失するの舉に出んとは明治廿五年の條約に依り兵を出し變に應じ朝鮮をして禍亂を免かれ治安を保たしめ東洋の平和を維持せんと欲するに清國種々の辭柄を設けてこれを拒み時機を緩慢にし以て水陸の兵備を整ひ其成るや大兵を韓に出し我が艦を韓海に要撃し殆んど亡狀を極む今や平和を主とするも戰を宣せざるを得ず汝ら速かに平和を克復し帝國の光榮を全くせよといふにあり是れ帝國の已むを得ずして宣戰頒布の主趣を天下に表白せられしものといへつべし故に我が國民丹心

報國の義氣を憤起し報國會或は義恤會等を各所に設立し都下の豪
商紳士其主唱となり任意に軍費を獻せんとす其美舉や實に感賞す
べし其他少年の徒義勇隊を組織し于役事に従はんとす其勇も亦喜
稱すべし抑此事たる出兵以來今日に至るまで葛藤綢繆容易に筆頭
に盡すべきよあらず然るを松林若圓氏首尾漏さず舌端に演述す又
隨てこれを筆記し一小冊となし讀者をして一日其顛末を諒知せし
む題して日清戰爭實記といふ讀者其題目に背かざるを知るべし

明治廿七年陰曆仲元後一日

半溪老漁撰

有栖川參謀長 伊藤 伯 大島公使 大島少將 福島中佐 朝鮮國王 大院君 李鴻章



日本大勝清兵大敗之圖

特 12
161

朝鮮 日清戦争實記

第一回

神人の豫言 秋立や里に巫子の弓の音

松林 若 圓口 演
北浦湖藻太郎速記

第一回

扱て伺まする外題は朝鮮詳報日清戦争實記と申し昨今朝鮮の事件につき我日本帝國と支那國との間に起りましたる戦争の次第を詳しく申上げまするので全体此の戦争の起りましたる發端と申すは朝鮮政府がひとたび政治の方針を誤りたるより外には屬國の如く見做されて其の悔りを受け内には暴徒各地に起りまして自ら之れを鎮定するの力なも内外多端に苦しみ居りまするを我日本帝國は見るに忍びませんで固有の義侠心を出し之を救ひ出さんものと是れが策略を講じ終に其れより支那國との間に隙を生じ此の大事件を惹起しましたのでつまりは朝鮮が國王の姻戚たる閔氏を重く用へ過ぎましたるより彼等は其の権力の并びなきを頼み驕慢の心日々に募りて斯く政治を

疎かに致したるが原因で今熟ら歴史を繕いて古今萬國の成行を見ますれば國の存亡興廢は皆な同じ事何れも斯る情實より起りまするものが多く御坐りますれば苟くも人の上に立ちて政治に與かる御方などは随分御注意あらまほしき次第でありますあだし事は扱置き何時の頃の事で御坐いましたか朝鮮内の或る土地にあやしげなる道人が顯はれ出で人々を諭しますするには今の國王李氏が國を取りました時から恰と五百年の後に至らば必らず革命救民の大人白山に出でんと申しましたる旨言傳へまするものからさなきだに迷ひ深き愚昧なる朝鮮人の事なるにまして今年は恰と五百三年早や豫言の時代にもこれある事なれば人々更らに安き心もなく今や改革は起るであらうか革命は初まるであらうか志と市街村落までも其の風説が盛んに行はれ居りました然るに茲にまた兩三年前の頃は全羅忠清慶尙三道の間に一派の内亂の徒黨が起りました此の人々は自ら東學黨と名づけ崔福成と云ふ人を大將と致し黄色なる旗を押し立て黄色なる頭巾を冠むり右三道の間に出没致しまして或は農民を劫かし或は官吏を襲ひやぞ致し頗る勢ひ盛んでふりましたが扱此の黨派が東學黨といふ名を付けましたるは抑も

いはれのありまするにて初めは東洋の道徳學所謂孔子様の教へた學問を擴め西洋の耶蘇教等の如き教へを斥けまする目的より起りましたる學術と宗教との黨派でありましたが如何なる次第にや其の黨の先祖たりし崔福成が右の教へと少しく異いたる事を説き出したるものから終に彼は西洋のヤソの教へを信する者を見做され政府に召捕られて重き所刑に行はれましたるゆへその黨員の輩非常に奮激致し深く政府の處置を怨みまして終に其の主義を改め先づ聖人の教へを堅固に守るべき事世を濟ひ民を救ひまする事要路の悪官を攘ひ退けまする事との三つと致しつゝ現今の政府を顛覆し政体を改革致しませんければ我々の目的は中々に達することが出來んと一づに思ひつめ益すゝ同志の人々を募りましたる所日頃人民は政府の所置に不満を懷き居りまするととて我れもくど之れに加入致しまするの日に増し多く今は早や四五萬の同勢を得ましたれば機至れり時失ふべからずとて軍令四條と軍旗十二流とを作り其の軍令には第一切りに人を傷け物を害ふと勿れ第二忠孝の道を全からしめ世を濟ひ民を安んせよ第三外國人を逐ひ拂ふて聖人の道を振へ第四兵を擧げて京城に責め上り權門をた

やし大に紀綱を立て大義名分のある所を定め以て聖人の訓へに従はんと旨を記るし
 又十二流の旗には各愛撫降者、敬服順者、救濟困者、飢者、餓之、貧官逐之、姦猾
 息之、勿追走者、曉諭逆者、賑恤貧者、給藥病者、不忠除之、不孝刑之
 の十二句を認め遂に昨明治廿六年四月を以て事を揚ぐることに決し愈よ起らんと致しま
 する折終に右事件政府に露見致しましたる爲め空しく手を引て仕前ましたか扱昨年も
 改まり明けて本年に及びまするも政府の壓制非道は日に増しつゝの計りの有様にて現
 に昨年全羅道の古阜湖南地方の邊りは非常の不作でふりまするにも拘はらず年貢課役
 の如きは平年よりも一層嚴重に取立て更らに又轉運所と申す役所を設け蒼龍號、現益
 號、長別府號など、いふ三艘の漁船を以て年貢米を運送するを名とし年貢米の外に漁
 船の修繕費碇泊料運賃の差金などを取立つるを初め人民の疾苦と云ふものは爪先
 はども感じさせんものから若し右の上納を滞りましたるものゝあるときは片端から召
 捕つて入牢を申付け其の入牢中に本人か又は親類などの代つて右年貢を納めすれば
 直ちに放免しますけれども若し誰れも納り人のないときはいつまでも牢に入れて置

き永く囚獄の疾苦を感じさせますので尤も斯のやうなる饑饉同様の不作な年に年貢を
 不納致して永らく牢に入れ置くといへば我日本の如き監獄制にては貧乏人などの爲め
 に結句安心なもので都て衣物食物とも官より支給されます故心配といふ事などは少し
 もありませんけれども朝鮮に於きましては中々左様な誤でいませんで斯の様な罪人
 が入牢中の衣物食物は悉く自費でいいます故に若しも當人が何時迄も其年貢課役を
 納めるとが出来ませんで牢中に在るか又は親類などで代納も致さず食物の差入れをも
 致しませんければ當人は終に餓死するより外はなくなる始末それにはまた朝鮮は日本と
 違ひ賄賂の盛んに行はれまする國である故偶々親類縁者が食物の差入れを致しまする
 にも其れく役人共に多分の賄賂を遣はさなければ本人の手元までは届かぬといふ有
 様にて今は早や實に見るも憫れなる境界恰も赤子の手を絞るやうな慘酷な世界と相成
 りました茲に於て右古阜地方の人民は皆打集りて日々相談を凝らし斯くて何時までも
 政府の言ふがまゝに致し居りましたとならば處詮我々は立つ瀬もなくあり終には牢に
 押入れられて彼の非道なる役人の下に餓死致すより外はない座あから自滅を待つより

は寧ろ生命を的に掛け幸ひ東學黨の中間入りを致して彼の悪さげなる役人共を打殺し此の苛責を除くに加かずさなりくと一聲に之れを賛成致し今まは貴賤となく貧福となく之れに馳せ加はりましたると故東學黨の勢ひは更らに旭日の登るが如く一時に其勢力を増しましたると故愈よ旗揚げすべき時こそ来れりと全明叔といふ人を大將となし鄭益瑞及び金某といふ人を副將と致し終に去る明治二十七年二月十五日韓曆甲午正月十日を以て全羅道古阜の地に旗揚げを致し一隊五百人を以て該地の郡守趙秉甲の城門に押寄せ一層高く喊聲を揚げ各々跣足の儘に其の寢所へ踏込みましたが扱此先は如何相成りまするか次回に於て申上す

第二回 監督の襲撃 時ならぬ風や柳の露時雨

扱て申上すは前回の續きで御座います凡そ頑固な人は物を迷い易く又一旦自分か思ひ起しましたとを立て通すといふ片意地なものは御座いませんで斯様な馬鹿正直な人などは人に云はれた事を自分で信じましたる以上は假令死ぬとも止めませんのが

常に世に馬鹿程こゝい物はないと云ふもつまり此の理屈でいいます今朝鮮の人民が前日に申上げましたる彼のあやしげなる道人の詞を信じて五百餘年の後に相當しまする今日此の頃のとすればや革命は起るであらうか救世の大人が願はれるであらうかと心に信じ居りまする最中の事折しも折とて東學黨なるものが古阜の地方に起り又其の大將の中に姓を李とカ金とカ申しまする一人は本年十四才ある稀代の神童にして此の神童年齢に似合ず身の丈六尺に近く力量儘で強く大兵肥満にしてしかも神變不思議の術を行なひ一たび手に致し居りまする自旗を振りまするときは假令如何なる彈丸黒子刀鎗弓箭の間にあつても更に身体に命中まして負傷などを致すと云ふ事のないと申す斯やうなる風説が頻りに行はれます故に扱ては豫言の時節到來致し天が朝鮮の改革を我々人民に命じたるものであるぞと一勢に勇み立ち古阜郡廿八ヶ村は申すも更らなり其他近郷近在皆な風を望んで馳せ参りましたと故たまりません終に前日に申上げたる如く先づ兵を揚げ血祭りに古阜郡の郡主趙秉甲を討取らんと其城門へ押寄せたるので然るに此の趙秉甲と申す者は嘗て前年咸鏡道に於て防殺令事件の爲め世に名を

知られましたる趙秉式の甥でありますれば猶更ら人民の怨みも深く又自らも警戒油断をせず居りましたるとして今や東學黨の一隊が鯨波を作つて押來りました様子を開くよりも直ぐ豫備所を飛び出し裏口より逃れて郡下の名族鄭某と申す人の許に至り委細を打明けかくまい呉れよと切りに懇願致しましたる故鄭某も氣の毒の事に思ひ終に其意に隨ひ當坐は其の所に隠し置きましたるが東學黨は益す搜り索めまする様子故折りを見て服装を改めさせ人知れず井邑といふ所に落ち延びさせ其れより全州の監營に至らせましたが乗甲は其の名の如く此の度は非常に閉口致し何卒此の恥を瀧ぎ呉れんものをも監司に向ひ兵隊一千人を借されんことを乞ひ之れを以て東學黨を鎮定んと致しましたれども監司更らに承知せず止むを得ず速かに右の暴動の事情を朝廷へ報知致すと、あし全州監營より京城に向つて早打を立てましたるが扱此方の郡司が家へ闖入しましたる東學黨の人々は乘趙甲を求めんと麻所臺所は申すに及ばず其外部屋へ戸棚の隅までも捜しましたるが居りません故今は是非あしとて右郡守の城を乗取り茲に少しく兵を休め其れより全州に馳せ上り全州監營を責め落さんと協議をこらし終に全州に向つ

て進行しましたるが今までは此の風聞世に隠れなく其勢ひの盛んなると聞き傳へて各地方の小民共追ひ々に馳せ加はり其人數以前に倍し續て全州へ責め上るとの風説切りに喧しく相成ましたる故全州の監營に於ても右等の勢ひに避易致し監司金文紘は所詮叶わじと思ひてはや何れどもなく逃亡し大將既に斯の如き有様故部下の官吏兵隊争で猶豫のなるべきか皆々共に逸足早く逃げ去りましたるが東學黨の人々は益す勢に乗じ此所を落し彼所を討ち到る所草の風に靡くが如く討從へまして現に古阜縣の官吏を燒き殺し又は運轉使趙爾泳をも殺さんと致したれども終に其意を果さず只だ家倉を破壊して貯へありし米穀を奪ひ取り猶も各地に出没して狼藉極まりなき有様となり之れと同時に忠清道の各地には西學黨なるもの起り又慶尙道金海府にも小民凡そ八千余俄かに騒ぎ立ちて府城を襲ひ府使を追放致し風吏を禁獄し進んで觀察官の明判を乞はんと致し居る由風聞頻りなるより各地の官軍も拾置がたく力を盡して防戦の準備を整へ先づ四月初旬を以て兵隊若干を古阜近傍ある金溝、泰仁の地方へ出しましたるに東學黨に於ては早や同月三四日の頃既に出立致し古阜地方をさして赴きたる由なれば急に

日清戦争実記



第二回

之を追ひ古阜と井邑との間に於て出合ひたるが折しも彼等の方は僧頭山と申す險阻なる山の上に陣を張り外面には白き霧張りをなし且つ土を以て壘を築き内には束ねたる礮を敷き頗る要害を固め夜に至りましてから暗を幸ひ官軍の頭上より鐵砲を打出したるとだから何ぞたまらん官軍勢は一くづれに崩れて大敗軍と相成りました全体官軍と云へば大層立派な常備兵の様で日々訓練も致し武術配軍などには充分慣れて居る様でありますけれども朝鮮の官軍は左様なものでなく眞の兵士と申すは京城にある四ヶ所の兵營に居ります僅かの人數計りて其の外は皆な事に當り變に應じて民兵を募りまするものであれば其の兵隊の中には老人もあり小供もあり武術軍事の經驗などは夢にも見たことのない恰ど日本の日雇取り人足の様なものであるから弱いのも道理一戦毎に皆な逃げ去ります斯様の次第故官軍の大將たるものも殆んどもてあまして今は只だ茫然たるより外はないようお始末に立至りましたが此方は東學黨更らに五月八日を以て法

聖邑の吏郷に向け二通の書面を以て通文を傳へました其の文面には
 聖明上に在ませ共生民塗炭の苦に沈む其故は如何民弊の本は吏逋に由り吏逋の根は

貪官に由り貪官の犯す所は則ち軌權の貪婪に由ればなり噫亂極まれば則ち治となり
 晦變すれば則ち明となる是理の常なり今我儕民國の爲めにする精神豈に眼中吏民
 の別をなすことあらんや其本を究むれば則ち吏も亦民なり各公文簿の吏逋及び民疾
 の條件あらば凡て之を我儕に報じ來れ當に相當所置の方ある可し希くは至急に持
 し來つて敢て或は其時刻に違ふこと勿らんことを
 又一通には

吾儕今日の舉は上宗社を保ち下黎民を安んじ而して之れが爲めに一同死を指し誓を
 なす者なれば敢て恐動を生ずること勿れ茲に前途に於て整正せんと欲する者を列記
 すれば第一轉運營が弊を吏民になすこと第二均田官が弊を去り又弊を生ずること第
 三各市井の分錢收稅のこと第四各浦口の船主勤奪のこと第五他國潛商が埃價買來の
 こと第六鹽分の市稅のこと第七各項物件都買利を取ること第八白地に徵稅し松田に
 起陣すること等臥違の振本條々の弊疾盡く記すべからず此際に當り吾士農工賈四業
 の民が同心協力して上は國家を輔け下は死に瀕せる民生を安んずること豈に幸事

にわらずや

と云へる二通の通文を發し猶ほ千余人の一隊を錦山に屯集致させ別に若干の一隊は同
 月十日扶安に突入し官吏を殺し縣官を縛り自ら軍庫を開き兵器錢穀を奪へたりといふ
 如き警報引きもさらぬ有様にて殊に此の頃は彼の軍中に一層精銳一隊を出し名けて白
 巾隊又は白薔薇軍と稱へ白き旗を建て白き頭巾を冠りたるもの其勢ひ特に強く頗る傍
 若無人の振舞でありまするとなれば官軍は益々狼狽致し終に一策を案じ出し最早事茲
 に至る上に強硬なる腕力手段にては逆も此の亂民を鎮定むべきことは出來ん故一先づ
 兵を退ぞけ昨年の例に倣ひ宣撫使を出して説諭の上事穩便に引揚げさせんと既に其の
 用意を整ひ宣撫使を出して見たが大廈の覆へる一木の能く支へ得べきにわらず況して
 黄河の氾濫が如き今日の勢如何では等の説諭などに應ずべきや只だ一言をも發せし
 めず益々猛威を振ひすんでの事に宣撫使も捕へられんと致しますよりはうくの体
 にて引取り終に此の策も行はれず去りて最早地方官軍の力にては逆も此の勁敵を討
 取るとは出來ない故今は京軍の來援を乞ふより致し方なしと又々急使を以て右の趣

を京城なる中央政府に上申致しましたるから政府に於ても大いに驚き早速重臣を集めて種々協議を遂げ終に洪在義今改めて啓蒙と申す人は先年東學黨蜂起の際鎮定の功を奏したる經驗もあるものから此の人を遣し一舉して彼の輩を討滅致せんと終に評議一決りましたる故先づ啓蒙を西南招討使に拜し親軍壯衛營の兵隊八百人を引卒せしめ海路全州に馳せ向はすると致し六月七日京城を發し仁川より汽船に乗込み全羅道に向つて進みましたが扱其の后如何なる交戦がなりましたか猶ほ回を逐へまして申上げます

第三回 官軍の東下 月計り残る野分の夕かお

引續きさする東學黨の御話も追々長延びまする事ゆへ今日は少々時間を延ばしてなりとも東學黨丈けの分を切り上げに致し御待兼の日清戦争の條に運びまする積りでいます故暫くの間御心棒を願ひ度とて扱又東學黨が今日斯く多衆を集め勢力を得ましたの故つまり前回申上ました如き次第にて農民の多數と官吏の退職しましたものなと

が加はり初め全州監營を陥れたる時分捕したる千挺の鐵砲を初め各所の監營郡守などより奪へ取りたる武器と金穀とを用へ居るので又彼の隊中にはいくらか軍事に慣れたものも加わり居まするにや軍規も多少備はり中には米佛國などの新式操練を致す輩もあり其の軍隊の編制には大將左大將右大將などを置き其の將校には前回申上ましたる人々の外に鄭道令、徐蕙角、崔大雄、徐丙鶴、朴升浩、李國彬、孫士文、黃河一、孫海中などいふ人名もムいまするやすが深く軍機を秘密に致し居ります故これが誰れだか更らに知れませんが尤も中には有名無實の人々もあると云ふとなれば兎に角右の如き有様である事ゆへ日雇人足の如き地方の官軍などには及びませぬも道理の事でもいいます左れば政府に於きましては先年東徒鎮定の爲め忠清道迄出張せしめたる洪啓薫といふ人を西南招討使に拜し親軍壯衛營の兵隊八百人を率ひ海路全州に向はしむると致しましたる故洪兵使は仰せ承みて即ち右八百の兵と大砲四門彈藥六十余萬發を備へ五月七日京城を出發致し直ちに仁川港に下り茲にて更らに兵糧の爲め麵包二千斤を居留地の日本商店大佛亭に注文し進軍の準備を整へ翌五月八日右八百の兵を三

組に分け其一隊三百人を支那國の軍艦平遠號と申す船に他の一隊四百人を朝鮮運轉署の汽船蒼龍號といふ船に残り一百人を漢陽號と申す船に何れも乗り組ませまして全日午後三時汽笛の聲と共に仁川港を出發し間もなく忠清道の郡山島に到着致されました初め政府の丁管にては今度洪兵使をして官兵を卒ひしめ彼の地に遣したるならば定めて賊軍は其威勢に懼れて逃走致すであらうといふ考でふいたしましたから此の三艘が郡山島に到着致しても直ぐに上陸は致しませんで暫く敵の動靜を見て居りましたが何が扱引揚げどころか一層勢ひの付きましたる様子でありますれば今は是非なしとて直ちに電報を發し京城へ右の趣きを申送りたる處政府よりは速に進撃致せとの返事がありましたから同十一日といふに残らず上陸致し翌々十三日先づ副將元世祿ある人に一隊の兵を率ひて全州を距ると五里なる車馬山の麓に數疏の旗を建て數門の銃砲を備へて當分は虚勢を張らしめ敵の有様を伺せました彼方は東學黨の一隊五月三日礪山領内に於て官軍と負商との爲めに不意を衝れて大敗北を致し一時潰散は致せしもの、更らに大學して此の復讐を致さんと準備せざしく怠りなく既に其の一隊は全州と古阜

どの間にある白山と申す山の溪間に陣取り兼て官軍の襲ひ來るを待ち受け居りましたるに官軍方に於ては其れども知らず不意に夜討を致して敵兵を塵に爲し呉れんもの、をど同月六日暗夜に乗じて責め寄せたるに敵は官兵の逐はる、儘に戦ひもせず十數町を逃走致しましたから官兵は勢に乗じ北るを逐ひて進み行く中程善き所に至りまするや一聲の合圖と共に待ち設けたる數多の伏勢左右後の三方より吶喊の聲を上げて起り立ち續て先きに逃げ走りたる一隊も引き回して前面より責め寄せます故官兵今は敵の計略に陥り四方より責め立られ散々に切りまくられて果ては同士討をなすもありもの、見事に敗北致して討死せしもの二百數十人に及びましたが猶ほ敵は全月十二日に進んで清州の地を圍み兵使を劫かしたから兵使は驚いて之を鎮撫せんと致しましたれども制令臺も行はれず進退谷まりて終に逃れ去り此旨又々京城に急報に及ぶ政府も種々評議の上更らに先頃迄巨文島の僉使たりし趙義開と申す人を擢んで、清州の營將に任じ速に彼の地に遣はしましたけれども中々治まりません又公州及び鎮岑あたり、に於ては土地の人民中忠義尊王の志厚き輩數十名兩邑の地界なる星田坪と云ふ處に

打集りて東徒征討の方略を談じ進んで彼の徒を討たんとを計りましたるが折りしも東學黨は公州懷徳の界にて星田坪よりは二十里離れたる沙島に嘯集し又文旨里邊にも屯在致し居る趣でふります故官軍方に於ても右の人々と共に此の軍に向はんと致し先づ一隊を彼の人民共と合併致させ別に裨將營校及び砲兵を東徒の所在地に合はせしめ合圖を定め夾み撃ちの謀りとを爲し尙は負商標商にも號令を下して起らしめましたれども此の境内には僅かに百余名しか居りませんでしたされば右戰略により官軍は死力を盡して戦ひましたれどもやはり中々當るべきこともありませんで終に又たも破れを取りて敗走致し北ぐるを逐ふて二十里も來たり散々に惱ませられ其れより彼の輩は各處に散在まして一隊二三百又たは四五百となり首尾相應じ呼吸相應じて何づくともなく引揚げました其通りました道筋には崔法軒と云ふ人の名にて通文を散しました其通文に

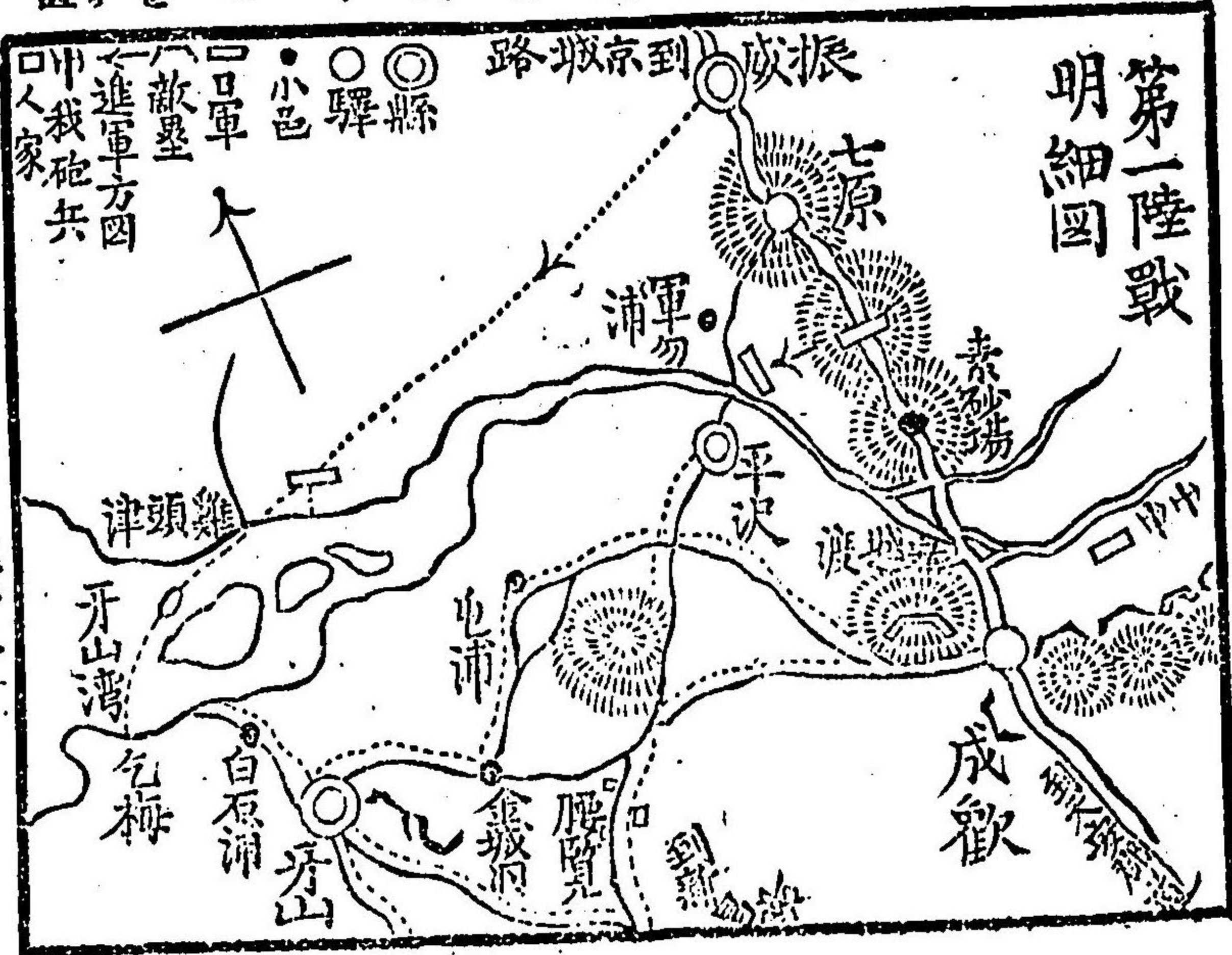
我東學黨は座して死を待つ可らず大小隊衆悉く青山に來會せよ云々

とありそれより更らに十三日は羅州に向ひ馳せ集まります様子故同州監司は急に諸

牧使及び近邑に發關して守衛を嚴重にせんと致しましたが諸邑の役人は皆疾くに何れにか逃げ去り之れが警備をさすとが出来ず十五日には右近邊なる本牧地方勝安里に來聚致し牧使某は不取敢吏民を率ひて自ら此れを襲ひ二十七名を捕へ書籍三巻と武器若干を分捕して歸り之を本營に送くり一先づ逐へ拂へは致したるが此の間に内輪の騷動が起りました其の次第といふは羅州の牧使閔種烈なるもの仔細ありて屬吏の一人を殺しましたより其同僚大に怒り牧使の官宅に押寄せ其家内殘らずを殺したが種烈は幸に逃れて何れへか影を隠したそうで如斯有様故扶安近傍十三邑の守令なども皆な賊に劫かされ逃れて松監營に入り東學黨は其跡にて思の儘に右各所に押入り軍器金穀を奪へ去りました扱又義きの日洪兵使の命に依り車馬山下に陣したる元世録は斥候の砌り途中に於て賊徒千余人に出合ひ大に戦ひましたたが之れも敗れて其の配下五十名と共に逃走致し翌十六日漸く歸陣致したる如き次第なれば更らに率斗黄なる人に二隊を率ひさせて金溝、泰仁、高敞、興徳邊へ向はせたが東學黨は今や數千の人数にて出沒極まりなく或は井邑に向ひ同縣營に入り官舎を毀し官吏の家を焼き軍器を悉く奪へ且つ在囚の

東學黨六名をも連れ去り進んで茂長に至り縣官の家を燒き茲にても又在囚の同徒十三名と軍器金穀を思ふが儘に奪へ又王果にても縣府に入り縣監を縛し軍器什物悉く持ち去り都て事体斯くの如き有様にて曩きの日上陸したる八百の京軍は次第に逃走致し今は僅に三四百となりし故招討使洪啓薫は殆んどもてあまし無闇に出軍も致さず居りましたが扱かくてあるべきにあらねば十四日に本營の兵丁三十名を率ひしめ斥候の爲めとて右領官李璟鏞を近邊へ出したる處とある山道に於て突然東徒に出逢い環鏞は直ちに率ひたる兵を以て戦ひ敵數十名を斫りたるに敵は山上より激しく石瓦を投げつけ切りに抵抗致しまして終に此の所に於て殺され翌十五日に右の東徒は何れも潰散致し何所へ参りたるか更らに行方が知れませんが或は右の人々かも知れ人体の人が村家に出没して金を散し糧を恵みましたが或は右の人々かも知れません又此の日東軍の將徐云蓋ある名前にて一書を慶尙道咸陽の地方長官に送りて申しまするには我軍五月十九日咸陽に向ふ汝充分準備して待つべし然らずんば秋水忽ち汝が首に落ちんとあり或は又靈光郡に於ては無慮一万の東徒相集り三十里に先鋒軍

二千五百人を置き全軍山野に充ち此の近邊の農民皆相率ひて賊軍に投じ郡守関泳壽なるものは船に乗りて七山津に逃げ彼等は城内に入り軍器火薬を奪ひ府庫を封印致し四方の門を鎖して人の出入を許さず賊軍固く守り居り又同十六日には全州の營將金世豊あるものは東學黨の首魁である云ふとを注進するひどがありました故搦め取りて取調ましたるに彼れは天を詈り日を罵りて止まずされば緊しく縛りて獄に下し置きましたるころ此の人臂力衆に過れたるものから自ら其繩を断ち切り劔を揮つて逃走致しました故直



に兵を出して再び之を捕へ即坐に打殺しました扱茲に又或日の事でムりましたが彼の
 洪招討使が官兵を載せて仁川港を發し郡山島に着しましたる三艘の船艦の中平遠、蒼
 龍の二船は兵隊を上陸致させますると直に仁川に歸り漢陽號は跡に残りまして買米運
 搬に従事するとなり六月十九日右買米運送の爲め兼て仁川より出張し居られました
 る轉送委員金惠容と鄭萬基なる人を乗せて郡山を發し南の方法聖に向ふて出發致しま
 した然るに其の委員の中鄭萬基といふは誠に殘酷ある人でムいまして買米を取立てま
 するにも常に不法の事柄多くこれありますより農民共に於きましては折しもあらば
 怨みをはらし呉れんと密かに伺ひ居りましたる事なれば彼れが漢陽號に乘組み居りま
 すると何時しか東學黨の探偵する處と相成該船が將さに法聖に着しましたる時突然彼
 の輩三百余人各兵器を携へて押寄せ來り矢庭に同船に乘移りまして大勢聲を揃へて無
 道なる鄭萬基を引渡せ殘忍ある鄭萬基を引ずり出せと罵り合まする故金惠容は兼てか
 らる事もあらんと鄭萬基より言合められたる事もありましたるものから四人の日本
 人と共に一同口を極めて左様なる人は此の船には居らぬと答へましたれども兼て探偵

致しある東學黨の事なれば決して之を信じませんでは詐りなり汝等如何様に陳する
 とも居るべきものなればこそ尋ね來つれ此の上は腕力にて引き出だすの外なしとて無
 法にも右金惠容と四名の日本人とを荒縄もてしばり上げ力に任せて打擲し他の一方に
 は船中隈なく搜索致しまして終に船底なる石炭を積みたる中より鄭萬基を引きずり出
 し忽ち嚴重に縛り上げて金と鄭との二人を陸上に引き行き直ちに一疋の馬を用意致し
 鄭の頭の方を馬の臀の方へ足の方を馬の首の方へ上向きに丸木などを添へてくゝり付
 け少しも動かれぬ様に致し嚴重に警護して咸平に向ひ連れ行きまする途中終に鐵砲を
 以て打殺し金惠容は別段惡事もなき事故後日放免致したさうで漢陽號は該暴徒の引上
 げますると同時錨を研つて仁川へ逃歸りました斯くの如き有様故朝廷に於ても此上は
 兵を外國に借りて之れを討滅せんと評議ありましたれども又異論を唱ふる人もありまし
 て其の議行はれずされば今一度兵を出すの外なしとて今回は江華の留守兼海軍總制使
 閔應植に右の趣を傳へましたから應植は五月十八日江華に下り同處の營兵五百人を徵
 發致し同營ある中軍徐炳薫を以て之れが總督とし彈藥四十余万發を準備せしめ應植は

見送りの爲め同伴して同二十一日仁川に來り海上の食用として又々麵包一千斤を大佛亭より買ひ入れ其日は雨天なりしを以て石炭積込みなどに余程手間を取り翌廿二日午後五時汽船顯益、海龍の二艘にて全州道に向ひ出發致し着后速に全州監營に到り洪招討使の軍と合併致す等にて其手配りを致し又政府は一面更らに事穩かに安撫やうとの意を以て先づ全羅道監司を交送ることを第一とし兩湖の地方官を改め失政あるものは夫々處刑せんとの趣意にて全羅道監司金文鉉を廢し金鶴鎮なるものを後任となし國王の教示并に訓令を持たせ同州各地を巡回致させました其の教示には

- 一古阜の郡守趙秉甲は格を俱し拿し來つて南關に囚せよ
- 一其以外の地方の守令と雖も貪虐なるものは一々之が罪を論じ以て民心を定めん
- 一大臣以下末官に至るまで此板蕩の時に當り何ぞ垂手傍觀すべけんや特に輔國安民の策を献じて可なり
- 一全羅監司は特に越棒の典を施して可なり
- 一逃走せる各守令は罪の輕重を論じて其處治をなすべし

又其の訓令には

東學之徒軍勢を合して靈光に聚りたるに付招討使則ち京軍に領し過日既に其地向ひ今や將に一大決戦を開かんとしたる折論旨忽ち下りたれば暫く鋒を歛めて其論旨則ち完伯を罷黜し古阜の郡守趙を捕へ來り以て慰撫の意を示めされたるを布告す而かも爾後尙は歸順せざるものあるに於ては已むを得ず將に京軍を以て討滅壓殺せん云々

と認めあり之を以て巡回致しましたれども更らに其効亦く東徒の巨魁は益す勢に乗じて羅州、光陽、扶安、興德、高敞及び高陽等を服従せしめその隊八千余人を以て廿二日に益山に戦ひ又々官軍を破り逃るを逐ふて進まんと致し同廿五日には主將鄭歌なる者地雷火を以て官軍を湖南に破り官兵死するもの百十四人生捕らるゝ者三十二人軍器其他を奪へ猶黄土山には兵食の準備をなし進んで寶城に據りました官兵は今や連戦連敗兵糧も悉く盡くし如何とも致し難きより終には民家を劫かし金穀を奪ふ如き有様に至りましたれども其れに引かへ東學黨の方は羅州に八百余人光陽に二百余人扶安には

三百余人興德には千四十余人高敞には六百余人益山には八百余人又た其の本營とも申すべき大將どもの居りまする寶城近傍には總勢凡そ一万六七百人もありまして猶日増に人民の之に加はりまするもの多くある事故官軍は所詮八百乃至千位の兵隊にては假令拔山蓋世の勇あるも逆も彼等に及ぶべき様ありませぬ事なれば猶切りに民兵を募りて一先づ之れが防衛をなし置き其の中に江華軍の來るを待ち一舉に合戦を致さんと不取敢各地に榜示を出して大に民兵を募りましたる處敵には早くも此の事を探りましたるものと見へ或日凡そ百五十人計りの農民らしきもの官軍の陣所に参りまして恭しく禮をなし私共は當地近傍の農民共でいまするが今や國家麻の如く亂れ内寇屢は起り實に韓朝危急の秋と相成りましたを之れが臣民たるもの奚ぞ坐視傍觀致すべき事ならんやと存じ何日かは從軍を相願ひ平素國家百分の鴻恩を報せんと思へ居りましたるに幸にも今や洪大人が募兵の榜示を讀み年來の宿志漸く貫くことを得たりと喜び勇んで同志と共に馳せ参じましたる次第に御坐りまするあわれ願くは官兵の末班に加へられますれば小民等の幸ひ是れに過ぎませうやと涙を流して陳べましたるから洪招討使に

於かれましても更らに疑ふべき摸樣もなく厚く其の忠節を賞め志の未を感じ直ちに兵隊の一分に加へました然るに官軍は斯く爲すともなく防禦的に構へて應援を待ち居りまするよりも徐ろく追撃の仕度に取り掛らんと更らに評議致しまして其の中の一隊を井邑といふ地に進ましめましたるに賊軍に於きましても又た茂長といふ地迄退き更らに靈光と云ふ地に至りまして兵を三手に分け其一手を靈光に留め置き他を咸平と云ふ所と務安といふ所に引上げさせましたるから官軍に於かれても猶彼等を逐ひまして頻りに進み行きます中再前御話し申上りましたる五月廿二日仁川を發したる江華の官軍木浦と云へる處より上陸致したにびき追撃したる官軍は遙か南の方に下り其の後より襲ふとし江華の軍隊は北の方へ進みて其の前を遮り兩軍にて夾み撃ちらに致さんと謀を合せて進みましたるに賊軍は又々早くも是の謀を知り獲きに分れましたる三軍を合せて一隊と致し遠く走りて羅州を越へ長城に入りましたから官軍の二隊は此の機失ふべからずとて歩兵騎兵共に相結んで長城近く逐ひつめ月坪と申す處に至りますると遙か向ふより一隊の賊軍勢以鋭く襲ひ來りましたる故官軍に於ても茲を先度と

火花を散らして戦ひまする折柄、雲霧に榜示に應じて従軍したる彼の百五十人の農民共一聲に鯨波を作つて賊軍に應じ官軍に抵抗致し不意の伏勢に官軍は左右より夾撃となり終に四百余人の官兵は討死を致し生残りましたるものは命からく馬物具を捨て、逃げ去りましたるにつき賊軍に於きましては勝に乗じて遂に撃ち致し終に全州を距ると三里の地に至り再び全州の監督を乗取らるゝに至りましたは實に五月廿七日の事、此方は又忠清道の東學黨六月三日砥山に於て大に官軍と戦ひ又々之を打敗り副將以下屈強の兵卒死するもの二百人彼の徒は勢に乗じて京城を去る僅かに二十六里なる洪州及び石城を占據し將に是より京城に進まんと致しまする故政府の狼狽愈々極まり更らに兵六百を戦地を派し五百を泰安に出して其の衝路を扼し置き扱愈々策の盡すべきことを知らず前後の考へもなく支那政府に援助を頼む事となり其の結果日本と衝突致しまして終に閔族の自滅を招き愈々日清兩國戦争と相成りまする事柄は何れ次回に詳しく辨じ上る事と致します

第四回 清廷の援助 勇ましささまや相撲の土俵入

凡そ物を改良致しまするには根より改良を致さなければなりません根を置て其の枝先のみを改良致した計りでは逆も改良の効が顯はれませんもので今更朝鮮が前回に申上ます如き大亂を惹き起しましたるもつまり閔族と申す根より起りましたることで東學黨は恰ど其枝葉のやうなものなれば假令百の東學黨を打退けましても其の根たる所の閔族をたやさなければ満足の改良が出来ませんは勿論の事で御坐いますあだし事は扱置きまして彼の東學黨征討の爲めに朝廷より差遣はされたる洪啓薫の一隊并に江華軍の一隊共に力を盡して戦争致しますれども敵は名におふ己れの利害を引受けて戦ひまする決死の誓此方は募りに應じて御役で働く所の彼我不釣合の兵隊なるにかへ加へて敵は大勢味方は僅かの小軍なれば官兵たるものは一戦毎に逃げ去るもの多く隨て又戦に勝ちたるとがありません戦へば負け追へば撃たれ終に長城の一戦にては粉砕微塵に打敗られ頼みと致したる全州の要害さへ敵軍に乗取られ今は早や京城附近に

責め寄せたりとの注進櫛の齒をひくが如き有様でムいますゆへ左なきだに臆病ある朝鮮政府一方ならず狼狽致しまして最早自國の力にては逆も此の亂を討ち鎮める事は出来ないと断念め只此上は支那政府に助勢を頼み其の力を借りて放等を討平げるの外なしと評議茲に一決致し直ちに右の趣を支那政府に申し込みましたところ支那政府に於かれてはかくおらんご待ち構へたる折とて早速に其の申込みを承知致し大臣李鴻章は威海衛旅順口より招商局の汽船圖南、海晏、海定と申しまする三艘の汽船に己れの部下なる船強の陸兵二千人を乗り組ませ葉志超と云ふ人を大將とし聶士成と云ふ人を副將として猶ほ支那軍艦一隻之を護衛し彼地に出發せしめ六月八日と云ふに朝鮮國仁川の東二十哩に當れる牙山縣白石浦豊島と申す所に錨を下し豊島より十海里を距てまする牙山海岸に三日掛りて上陸致させ又我大日本帝國に對しては明治十八年四月十八日則ち清國光緒十一年三月四日天津港に於て取結びましたる日清條約に基きまして朝鮮國に兵隊を出しましたる趣の通知を致しました今更御話しの序でに此の條約の事を一寸申上げまするが抑も此の通知をし合ふと云ふとは彼の朝鮮國王午甲

申の亂より起りましたる事にて當時我國よりは參議伊藤博文君特派全權大使となり井上參事院議官伊東太政官大書記官鄭外務大書記官高辻宮内少書記官牧野太政官權少書記官御雇外國人ロイスレルジョードル氏等を派遣致されまして取結ばれたるものにて今更其文を見まするに

- 大日本國特派全權大使參議兼宮内卿勳一等伯爵 伊藤
- 大清國特派全權大臣太子大傅文華殿大學士 李
- 北洋通商大臣兵部尙書直隸總督一等肅毅伯爵 李

各々奉する所の諭旨に遵ひ共同協議し專條を訂立し以て和誼を敦くす有る所の條款左に臚列す

一 議定す中國朝鮮に駐紮するの兵を撤し日本國朝鮮國に在りて使館を護衛するの兵辨を撤し書押蓋印の日より起り四ヶ月を以て期とし限内各々數を盡して撤回するを行

以て兩國滋端の虞あることを免る中國の兵は馬山浦より撤去し日本の兵は仁川港より撤去す

一兩國均しく允す朝鮮國王に勸め兵士を教練し以て自ら治安を護するに足らしむ又朝鮮國王に由り他の外國の武弁一人或は數人を撰雇し委ぬるに教練の事を以てす嗣後日中兩國均しく員を派し朝鮮にありて教練することなからん
一將來朝鮮國若し變亂重大の事件ありて日中兩國或は一國兵を派するを要するときは應に先づ互に行文知照すへし其事定まるに及びては仍即ち撤居し再び留防せず

と此の様な事が書いてありますので、則ち其の末項の趣意により知照致したものと云ふす然るに我國に於かれましては其の前既に京城よりの電報にて承知致し居りしこと、は云ふから今此知照を見ては容易ならざる大事なり支那政府愈兵を彼の地に送りたる上は我國とても片時も猶豫すべからず即速兵を差向け然るべしとて先づ一方には蕪州廣島の第五師團より混成旅團を作りて大島少將之を率ひ六月六七日の頃より同

月十二三日頃迄に過半宇品港より出發し艀相街んで數艘の軍艦運送船にて追々朝鮮國仁川港に向ひ又一方には當時歸朝中でありました大島駐韓公使を再び派遣すると、致し六月五日午前十一時四十五分大島公使は新橋發の汽車にて陸奥外務大臣林次官外務省高等官及び朝鮮公使などに見送られ本野外務省參事官并に警視廳巡查二十名は高崎警部引率致し右隨行として一行都て二十有餘名東京を發し横須賀より軍艦八重山號に乗り且み浪路遙けき朝鮮に向つて出帆致されましたが海上恙なく同月九日午後四時仁川に到着致され出迎はれたる能勢領事と共に暫し同地の領事館に休息致され此夜は車軸を流す如き大雨なるをも事どもせず彼の隨行致したる巡査二十餘名を隨ひ猶は先着致し居りたる筑紫千代田井に彼の八重山の三艦に乗り組み居りましたる水兵を以て組立てし所の陸戰隊四百名程に護衛せられ眞先に朝日の國旗を押し立て直ちに仁川港を出發致し續いて右陸戰隊に附屬致します處の野戰砲四門其外彈藥夥多をば大八車に積み載せ同地仁川組朝日組大和組福嶋組より各三十名つゝ都合百二十名の人足を徵發致して之を運搬致させ共に京城に向ひて進行致させました此の報知の一たび朝鮮

日清戦争實記



第四回

政府に聞きまするや其の驚き一方ならず日本公使數百の兵を率ひて斯く京城に入ると
最とも心得ざる次第なり若かず速かに公使の一行を道に擁して入京を拒まんにはと急
使を發して途中に公使の至るを待ち近づきて公使に面會の儀を申入れたるに公使は期
くあるべしとは兼ねて期したるとなれば更らに取り合はず兎に角入京を急ぐ旨を以て
面會を謝絶り一直線に京城に向ひ進行致し京城近傍に參られまするや率ひましたる陸
戦隊の中三分の二は九縣山、揚花鎮、五里谷で以上三ヶ所に野營を張らせ残り一隊を
率ひて京城に入られました故朝鮮政府に於きましては猶ほも一層に狼狽を加へました
れども又退いて考へて見ますれば前申上げたる條約により支那國が我日本國へ知照致
しましたる文面によれば内實は兎に角朝鮮の内亂に付き居留人民保護の必要を感じ云
々との意であり我國に於きましては又た本邦の公使館領事館並びに國民の保護の爲め
に兵を出しまするは同等の權利でありまして少しも異しむに足らんとであるされば彼
の廣島より操り出し來りましたる兵隊に於ても二手に分れ一手は仁川に止まり一手は
追々京城近傍へ乗り込むといふ有様で山いまするに朝鮮政府に於きましては我兵の入

京以來切りに其の撤去を要求致し又支那兵に對しましては殊に諷らへまして厚く其の勞を謝します等甚ださつかいなる舉動であるのみならず支那兵は日々に益々増加する様子であります事是れ抑も支那公使なる袁世凱なる者が竊かに朝鮮政府を煽動致し又は恐喝致しするに由るとは思へまするが又た朝鮮政府が如何に未開の國柄じやと申し苟も獨立國として世界に列なり居る國でありながら支那政府の爲めには奴隸の如く其の言ふがまゝになり又其の援兵を求め剩へ近頃牙山なる支那兵の統領葉將軍が發しましたる書面の中又は清國政府の公文の中などに公然朝鮮を指して屬國又は東藩などゝの文詞屢ば言さしるしあるにも拘らず平氣で其れに甘じて居りまするといふのは抑も如何の次第でいませうか若しも彼等が甘んじ居りまする如く朝鮮が果して支那の屬國或は東藩とも言ふべきものであるならば曩きつ年我國及び各外國と締結びましたる通商貿易の規約并に明治十八年一月九日に於ける過る甲申變亂の損害辨償約款などを獨立國名義にて取結びたるは取りも直さず我日本國并に諸外國をば詐きたるものに似たりと大鳥公使に於かれましては心竊かに憤懣の思を

懷かれいでや此の上は右等の事情を儘り置き返答によりては是非の結局を定めんものど一方には右事情を詳しく日本政府に上申致され一方には準備をさく一息りなく袁世凱の舉動又は韓廷の處置などを探り爾後の方針を考究致し居られました御話しかわりまして此方は東學黨でムリですが難さの日長城の戰に大勝利を致しまするや朝廷は勢ひ國兵を以て防ぐ事が出来ず終に支那國の助勢を頼み支那兵は續々牙山のはどりに上陸致し續て大日本帝國の軍隊も追々繰り込み來りまする由風聞頻りに聞へましたるより元々烏合の勢で御坐いまする事にはわれ殊に左まで奥深く京城迄も責め入りて國王を困しめするおと云ふ程の目的があるでもなくつまる所は樞要の地位にある人々を除き政治の革命を致すのが大目的でムリでする故に今まは孰れも怯ぢ氣づき一人二人と潰散致し四分五裂の姿にて散々烈々と相成り猶ほ彼等の重だちたる輩に於きましても事休斯くの如くなれば致し方もなく全州地方の深山に潜伏しますると云ふ有様故終に其の中に於て大將分の四五人を召捕り各誅罰を加へたから殘るもの共は跡をかたくして行方を知らずに相成り東學黨の方は一先づ外國兵の及に廻らずして片付き

三十八
ましたるもの、此方の大島公使に於かれては愈々韓廷に對して夫れくの要求を致す
と決心致され終に七月三日を以て内政改革案を呈し續て諸種の要求を致し其承諾を
求めんとしたるに其要求一たびは閔族の拒絶する所となりましたれども終に勢支へ
得ず之より閔族の自滅を招き朝鮮政府改革の端緒が開けるに至りまするといふ條は猶
は回を逐ひまして申上す

第五回 公使の要求 韓廷の拒絶 無心せば種と云はれて唐辛

引續きまする日清戦争の御話で既に前回に於て申上ましたる通り日清兩國の兵隊が一
たび朝鮮に繰り込みまするや彼の東學黨の輩は皆な散々烈々と相成り一時鎮定は致し
ましたか支那國の兵隊に於きましては折角遠路を頼まれて参り來ると直ちに内亂も鎮
まつたといふてそれなり歸るは誠に面白くあるとである今更聞く所によれば彼の東學
黨の輩は都て鎮定まりて影をも留りませんとは云ふもの、其の實殘黨の各所に出沒致
すと云ふ風説も盛んにあるとであれば其の殘黨でも討ちまして手柄に致し呉れんもの

と同國公使袁世凱より切りに朝鮮政府に殘黨征伐の出兵を申込みますれども朝鮮政府
は之れに應じませんなせ之れに應じませんと云ふに其の應じませんのも道理最初支那
兵が乗込みまするや全時に日本兵も續々と乗り込み來りまして逸早く京城に迄達々と
詰め掛け又た京城近邊の要害の地には兵隊を配置して嚴重に固められて仕舞ましたから
さすが頑迷なる所の朝鮮政府でありまして此れは又た容易な事ではないと考へ付き
果ては彼の袁世凱の煽動によりて日本は我が朝鮮國の内亂を好機と致し表面には居留
民保護を名として隙間もあらば我國を一のみに致すの下心であらうといふ疑念を起し
如何にかして今の内に日本兵を追返さなければ愈よ以て國の大事であるとひたすら心
配を致すに付けても彼の閔泳駿は前後の考へもなく支那の助勢を頼みたることを悔みま
したれど六日の杜若十日の菊今更ら何んど致し方もなく止むを得ず一つの究策を考へ
出し無辜の小民兩三人の頭を刎ねて東學黨の首領の首と見せ掛け斯く首領をも討ち取
る上は事都て鎮定まりましたるに相違ありません故又た兵を我國に止め置くの必要も
ありませんまいから何卒速かに日本兵の立去られんことを望みますると恰ど赤子をだます

如き手段を以て逐へ歸さうと致しましたが中々其の手に乗る様な日本では無いから大鳥公使は先づ朝鮮政府に向ひまして果して御詞のやうなる次第なれば先づ支那の兵隊に引取りを請求致し其上で我日本へ引取りを望むが順序であらう然るに支那兵には何の請求も致さず只だ單に我日本に向てのみ斯の如き請求を致さるゝ條最とも心得ざる次第なり況して今又貴言の如く假りに東學黨は都て鎮定り更らに其餘毒なきものど倣すにもせよ抑も日本が貴國に對し兵を出して居留民を保護するの必要を感ずるのは外にあるので言はゞ東學黨の如き内亂は其枝葉のやうな者である言はゞを換へてあからさまに申せば近頃貴國の内政殊の外に亂れたるが故に物腐敗るれば虫の之に生じまする如く東學黨のやうな内亂も生じ延て外國居留民にまで危懼の恐れを被らせるのであるから日本兵を引取らせやうと思はゞ宜しく貴國の内政を充分に改革を致しなさい我日本は貴國が改革を施して舊來の惡しき慣習を改良し再び東學黨の如き輩の生ずるとさく居留民の安心するに至りしといふと認めない中は何時迄にても引取るとは致しはせんと斷然として言放されましたが此れ元より當然の理で誠に公明正大なる議

論で云いますから猶ほ強いて引取りを請求するの力もなく去りて支那兵の方は元々自國で頼んで呼んだ兵隊で見れば今更ら歸れといふ事も出来ず又た殘黨をば征伐してもらふ事は猶ほ更らに出来ませんから流石の閔泳駿も途方にくれ今は兎角の思案も盡きて平素は警敵の思ひある彼の甲申以來雲硯宮に隱居致され居られまする大院君の許に參り國家の大事件につき御相談相願ひ度旨を以て御面會を乞ひましたるところ初めは御許可もありませんでしたでしたが強て申上げましたるにより御目通りを仰せ付けられ嬉し喜んで逐一事情を申し上げ何卒今後の策略を御教示下されたしと平身低頭して日頃似氣なく申上げたる處君には更らに御執合ひ給はずして某しは隱居の事ゆへ世の中の事などには更に頓着致さんから相談も出来兼ねるとの御返事で云いましたすが猶ほ強いてしつこく申上げましたるより大に御立腹遊ばされ速に立去るべしとて奥殿へ入らせられましたから止むを得ず雲硯宮を下り此の上は彼の支那公使たる袁世凱に相談するより外はないと思ひ踵を回らして支那公使館へ赴きました此方は支那公使袁世凱兼て朝鮮政府に申込み置きましたる東學黨の殘黨征伐の爲め兵を出す事并に日本兵

隊撤去の事ども其の後何の返答もありませんのですから益す朝鮮政府に迫り居りま
 する中恰かもよし閔泳駿が訪へ来りましたる事ゆへ早速閔泳駿に掛合に及ばれます
 と閔泳駿は却つて袁の力を借りに参つた様な事であれば何の挨拶も致し兼只うぢく
 と致し居りますから性來端氣なる世凱なれば突然立ち上りさまに泳駿の面上目掛け唾
 を吐きつけたるまゝ此處にても追ひ斥けられ今は使りの綱も切れ果てまして此の後如
 何致した事ならば宜しからんと獨り心を苦しめ途方に暮れて居りままた袁世凱は又た
 最早朝鮮政府に頼りて事を爲すを面どうとや思ひけん此の度は直ぐに六月廿三日を
 以て支那皇帝の命なりと稱へ大鳥公使に向ひ撤兵の要求を致しましたが公使何かでか
 こ之に應せらるべき之れをも只だ一言の下に終に斥けましたされは又大鳥公使は同月
 廿六日に歸任の披露旁韓廷に参られ國王に謁見して親しく歸任の旨を申し併せて一
 片の意見書を差出して歸られその以來朝鮮政府の舉動に目を注がれて居られましたる
 に彼の前回にも申し上げましたる通り支那政府より發せられたる公文には兵を東漸に出
 すと書し牙山に駐在せる葉將軍の訓諭には爾朝鮮國王電を發して急を告ぐなど、記る

し其の景況どう見ても獨立國とは見受けられませんが不取敢支那公使館に至り
 袁世凱に面會致しまして事の仔細を述べ右書載の文書につき嚴重なる談判に及びまし
 たどころ袁は毫も右文書に認めある如く相違なき旨確答に及びましたから大鳥公使に
 於てはこは甚だ其意を得ざる次第なりとて六月廿七日公使館書記生を外務衙門に遣は
 され貴國は彼の文書に記されたるが如く果して支那の屬國であるや果して屬國である
 ならば曩さつ年我國及び諸外國と通商貿易の條約を締結するに當り獨立國の名義を以
 て致したるは我國并に諸外國を結さたるものなりと詰問に及ばれましたるに韓廷は大
 に狼狽まして只今即答は致し兼ねる故來る廿九日中の猶豫を興へられよと切りに懇願
 致しましたから兎に角その承諾を興へて立歸られ更らに返答如何と相持たれましたが
 二十九日にあつても何の返事もなく其日も暮れて九時とあり十時とあるも音沙汰あり
 ませんでしたから再び催促に及びましたるところ同夜十二時頃に至り閔泳駿より使を
 以て右返答の義明朝八時まで猶豫を乞ひたき旨申來り猶ほ外務衙門よりも翌三十日午
 前三時に右同様の請求ありましたが翌朝に至りまして更らに金嘉鎮を以て又々午後三



第五回

時迄延期を申込みました優柔不斷なるは彼等の常とは申しながら斯く再三再四延期又は猶豫を乞ひまする事さても驚き入りたる次第にて今回こそは必ず是非の決答を聞かんものと相待ち居られしところ漸く午後一時十七分に至り外務主事の一人日本公使館に参り右返答書を持参致されました其返答の趣意は明治九年修交條約を結びましたる時の如く今日に於きましても依然として獨立國であるとの事で申しました尤も此の答を致しするには種々風説も申しまして朝鮮政府は大島公使よりの嚴談がありますや一先づ猶豫を乞ひ置き其の間に閱泳戯より袁世凱に相談致し袁は又親分なる李鴻章の許に朝鮮政府より十五万兩の賄賂を贈る筈だから獨立國であるといふとを今度限り日本に向つて明言させる様執りなし呉れと申し送りたるどころ李鴻章は早速承知致して直ちに其手續を申し書面を以て承知の旨を傳へたものだそうで其書面には

右啓して相考の事を爲す袁の電報に接し朝鮮の事務萬々惶急あり皇上特に國民の光景を念ひ始らく自主の外答を許す自今朝鮮内徳政を修め皇恩に負くと勿れ倭寇の放肆放て被毒を待み天兵を第視す一擧石を以て卵を壓するに異なるあさきあり自今倭兵

の都城にある鼠を投せんと欲し而して器を忘ると謂つべし別に良圖あらん

大清光緒甲午五月二十七日

禮部 兵部 尚書

日清戰爭實記

その返事を得たので右の答を爲したのだと云へ又は當時清國と朝鮮との間電信不通であつたから照會の道なきを以て考へますれば右の書面は韓人の偽造物である況して禮部兵部の二尙書より右の如き返事を出す筈はないとも云へ或は又事の急なるによりて閔泳駿は袁世凱に相談致し袁の忠告によつて直ちに獨守國であると答へたのだとも云へ未だ何れとも慥かなる所は分りませんが何れに致せ朝鮮政府の狼狽と云ふものは一と通りではあかつたさうでふりました扱又御話し跡へ戻りまして日本政府に於かれましては朝鮮の警報一たび東京に達しますや直ちに前回申上げましたる如く一面には廣島師團より混成旅團を作りて兵隊を繰り出し一面には大鳥駐韓公使を歸任せしめ猶ほ海陸軍令の根據と致すべき大本營を設け一此の大本營は初め陸軍參謀本部内に置かれましてたけれども後ち宮中正殿に移されました一參謀將校各大臣等日々參營致し

第五回

天皇陛下にも大畧を歴はせ給はず時々臨幸遊ばしにして親しく會議に與り玉ひ又兼て派遣兵隊の身の上に痛く御心を注がせ給ひ天皇皇后兩陛下よりは特に御物を下し賜ふべき旨御沙汰がありましたして宮内省より東京銀坐なる岩谷商會に一寸紙卷貳二十五本入十万包を注文せられ三日間に製造致させ其の包紙の上に恩給の二字を標はし此れを彼の地へ贈らせられましたから彼の地の兵隊はひたすら聖恩の優渥あるに感泣致し一同盛んある拜受式を行ひ右御物を頂戴致したさうでふりますがさて我政府に於きましては猶ほ必要ある所には海岸望樓などを新たに設けられ又各地の豫備歸郷兵を臨時召集致されまして軍備全く整理ました扱又朝鮮にありまする所の大鳥公使はその以來更らに朝鮮政府に向つて同政府の内政上等に關し數ケの要求を致されました其の箇條は所謂外交の機密でふいまして知るとが出来ませんけれども先づ其の重なるものとて世間に風説致しまする所によれば元來朝鮮國が一箇の獨立國であり乍ら外は都て支那政府の指揮を仰ぎて屬國の如く服從致し内は奸臣跋扈まして内乱日々止む時なく斯くの如く内外多端の苦境に陥りましたのはつまり朝鮮政府が内政其宜しきを得ませ

んからである左れば目今の急務とするものは先づ内政を改革致しますると共に支那の干渉を解き又毎年朝鮮政府より貢物を以て清國に差立てまする冬至使なるものを廢止致し兼ねては目下牙山に居ります所の支那兵をも逐ひ拂ふべき等の事でありまして以上の要求を全ふし弊害を洗ひ清めさせなければ又しても何時如何なる内乱外寇が起るかも知れず 随て我居留人民共も枕を高ふして安堵する事が出来ません故何時までも我兵を引取るとは相成らんといふ趣旨でふいすするさうです續て公使は又七月三日に内政改革案なるものを呈しました其の主要なる條項は

- 第一條 中央政府の制度より地方制度に至る迄適宜改革を加へ人材を選抜すべき事
- 第二條 財政を整へ富源を開くべき事
- 第三條 法律及裁判の法を整頓すべき事
- 第四條 速かに兵備警察を整理し國內の變亂を鎮め併せて國家の安寧を保持すべき事

第五條 一般の學政を改定すべき事

右の如き箇條でふいす是より朝鮮政府に於きましては前申上ましたる要求に對して釐正局と申す役所と設け趙秉稷金嘉鎮などと申す人をわけ先づ三名の委員を設けまして我が大鳥公使と協議致させ右諸種の勸告を承知致し更に十五名の改革委員を設け内政改革の事に従事致させ國王は自ら責任を負はれ大に其不徳を悔へられ従來の事皆な自らの悪るかつたのであるといふ趣旨を公示せられました然るに此の改革を行ひまするに附いては日本は初め支那國に向つて共に力を協はせてしやうではないかといふ相談を致しましたるに彼は此の相談を斥けましたから日本は自ら一手で改革を初めしただが近頃に至り諸外國は頻りに奔走周旋致し七月十三日の如きは諸外國より支那國に向つて朝鮮の改革に付ては日本と協議し日本と協力して致したら宜しからうと勸告致され支那は現在の景況を見るに附け仰せの如く致しませうと言へたいは山々なれども曩の一旦斷はつたとなれば今更承知も致し兼ね右の忠告を拒絶したるさうですが孔子も 過ては改むるに憚るなかれと而かも其の國の先祖が言ひ遺されたるにも拘はらず非理を立て通して禍を招くは自業自得で是非もないとてふいすすれば又大鳥

公使は曩の日勸告致したる簡條につき朝鮮政府に向つてその返答を催促致しましたるに又も以前の如くに優柔なる答を以て七月十五日迄延期を乞ひましたから右十五日返答を待たず受けましたるに更らに何の答もなく其れより日々嚴重に催促致しましたる處其の間に於て彼の支那公使袁世凱は切りに我勸告に邪摩を致し朝鮮政府を煽動して或はおどし或はすかし終に同十九日に至り右袁世凱の教唆によりて朝鮮政府は斷然書面を以て其要求全部を排斥しました其の書面には

日本の提議に係る内政改革案は韓廷の喜んで容るゝ所なりと雖も若し之れに従ふべきは各國亦陸續兵を派して要請するに至るべく其處置に苦しまざるを得ず且つ今日の如く大兵を駐屯せらるゝに於ては國民自ら危惧し治安を紊乱するの憂虞あり仍て先づ日本の兵を撤回し并に日本の提議に係る改革案をも撤回せられたし韓廷は其後に於て任意改革を決行すべし

との意にて韓廷が此の書面を大鳥公使に送りまするや袁世凱は本國政府より召喚せられたる旨を以て自國の軍艦揚威號と申すに乗り本國に立歸りましたが此方は大鳥公使

右の書面を見られますやハツタト怒り一旦承知致し置ながら大人氣もなく更らに斯く全部を拒絶するとは抑も如何なる次第であるかこは必狀袁世凱の影ながら教唆致す處ならんと思へども苟も一國の政府たるものが明言したる事を猫の目の如く朝たに變り夕に改むるといふ事やはあるいでや此の上は更らに今一たびの嚴談を試み事の次第によりては結局の非常手段に及ぶの外あるべからずと決心致され更らに二ヶ條の要求を致しますと相成りましたが其の要求は如何なることでありまするか次回に於て詳しく辨じ上げます

第六回

京城の小戦 王宮の警戒 稻妻や瞬くひまの里げしき

追々御話しも進みまして前回に於ては大鳥公使より要求致ましたる簡條につき朝鮮政府が悉皆拒絶致したる事迄申上御預りと仕りましたが今日は二度の要求の事より終に公使國王に直奏致しまする條に及び此の間に京城に於ける戦争の次第なども申上る場合に至り追々華郷に入りまする事でありますれば猶ほ暫く御心捧を願ひ升扱て大鳥

公使に於かれましては第一回の要求 悉く韓廷より斥ぞけられましては此の上は續て第二回の要求に及び若し其れをも拒絶致したるならば此の上は是非に及ばず最後の手段に及ぶとも一旦日本男兒が言ひ出したる事やわか成しとげずには置くべきぞと兼て覺悟に及ばれましたることであります故更らに六月廿日再び韓廷に向ひまして去る明治十七年に取り結びましたる條約に基き我軍隊の爲めに兵營を建築すべき事並びに屬國保護の名を以て支那兵を駐め置くとは獨立國たる朝鮮の体面に關する故速かに彼の兵隊を逐ひ斥ぞくべしとの意味を以て以上二ヶ條に付き三日間を期限として是非の返答に及ばれよ若し右期限に至るも返事なきに於ては我より進んで韓廷の改革を強行致さんと嚴談に及ばれましたるにより韓廷に於きましては猶更ら狼狽致しまして重なる官吏を集め日々相談をこらしめますれども所謂小田原評定にて中々纏まりのつくやうもありません全体此の十七年の條約と申しまするのは磯林大尉殺害事件のことでありまして全文五條より成立ち居ります 謝罪書で當時我日本よりは特派全權大臣として參議兼外務卿井上伯が十八人の隨行員と共に朝鮮に出張致し明治十八年一月九日則ち

朝鮮開國四百九十三年十一月廿四日國王に謁見致し宮中に於て同國左議政金宏集と取結ばれたるものにして則ち其第五條にありまする

日本護衛兵辨の營舎は公館の附地を以て擇定し壬午續約第五款を照し施行する云々との事であります然るに前回申上ます如く右要求に對しまする會議も中々纏まりません中早や既に廿一日廿二日と相成其の期限に達しましたれども結局がつきませんのみならず又々大鳥公使に延期の義を申越みましたが大鳥公使は今日に至り延期すべきにあらねども兎に角今日午後十二時迄猶豫を興へると致しましたるに其夜も終に纏りが附かざりしと見へて返事がありませんでしたから大鳥公使さては又々韓廷が例の因順手段によりて延期又は猶豫に時を移し再び前例に倣ふの事ならんか然れども今日事茲に至る以上は最早一寸の猶豫をも興ふべきにあらざるにても過般來の要求に對し之を拒絶し再び今回の答へかく遷延致す事心得ざる次第なり思ふに我が都ての要求は途中閔族の手に止まりて終に韓王の知る所とならざりしが爲めならん加かず此上は自身王宮に罷出國王に謁見して事の由を上申致し聖明の意見によりて事を決せんには

と覺悟致されましたから先づ事の急變に備ふる爲め警衛として率ゆべき兵隊を其の夜の中に準備致し此等の兵隊には明朝近郊に行軍するのであるとの旨を合せて其の夜の明くるのを相待たれました是より先き彼の袁世凱は既に前回に於て申上りました如く大鳥公使が朝鮮政府に呈出致しました第一回の要求に對し首尾よく閱泳殿を教唆して撤回せしめられたれども日本の威勢益々盛んにして朝鮮の風雲は日々に益々急劇と相成りましたから斯くては終に我身にかゝるたゞりの程も薄氣味わるし一先づ歸國致して又謀る所あらんと心を定め本國政府より召喚せられたる旨にて六月十九日午前二時といふに微服いたし馬に騎りまして人知れず南大門を出で仁川に至り兼て同行致し居りましたる愛妾某が船路によりて漢江と申す川を下り來るを待ち合せ其の着しするや共に手を携へて名前を隠し變名にて同國軍艦揚威號に乘込み又同人等の荷物類は荷車數輛にて其翌日運送致し同じく該船に積込み仁川港を出發歸國致しましたるのでありますが又或説によれば其より更らに朝鮮東岸の某地に上陸致し姿をかへて朝鮮の動靜を探り居りまするで是れはちと受取れん話して申しますが根が斯る事の好き

な支那人のとなれば或は左る事もないとは言へませんこちらは又大鳥公使第二回の要求を朝鮮政府に呈出致しましたる翌日則ち四月廿一日午後八時より南山なる倭城の高臺一是の倭城と申しまするはるの昔豊臣秀吉公が朝鮮征伐の砌り加藤清正が築いて籠り居りましたる城だそうである此の高臺に於きまして各國公使を招き一大宴會を開かれ同日招に應じて參られましたるは内外各國有名の紳士にして大鳥公使は自ら主人公と相成り來賓には京城駐在の我廿一聯隊一戸大隊長福島、上原の兩參謀其外將校二十有餘名新納海軍少佐、渡邊歩兵少佐、露國公使館書記ケンバープ、同夫人、佛米兩國の宣教師、并に同夫人、併せて十五六名英國の海兵二名、朝鮮國外務督辦趙秉稷、外務參議金嘉鎮、東京駐在公使たりし金思轍、改革委員長申正熙外數名及び目下京城に在留致し居る各新聞通信員其他の有志者二百名程であり随分盛んであつたそうである日思ひ合すれば此の夜會こそ大に意味のあつた宴會だそうである又風聞によりますれば當日此夜會に列席致したる沈相薫以下の獨立黨を捕獲し國王をも何れへか連れ出さんと致した者もありましたそうですが終に行はれず仕舞つたといふとで申しました切又



愈々廿三日と相成ましたれと昨夜十二時迄と約束致したる朝鮮政府よりの返事があ
 りよつて此の上は是非に及ばんと大鳥公使は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二中隊
 の兵を二手に分け一手は橋本少佐之を率ひまして王城の正門なる興化門より入ら
 んと致し他の一手は森少佐之を率ひて王城の西なる彰化門より進み王城のうしろに出
 萬一の變あるときは正門より迎ひましたる兵隊より相圖を致す〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事
 に定め篠つく如き大雨を事とも致さず午前四時といふに隊伍を整ひしづくと各準備
 の方面に向ひ其一手なる一中隊が將さに右興化門に入らんと致ししますると朝鮮の兵士
 等右門を鎖じ固く守つて我兵を入れず剩さへ我兵に向つて發砲を初めましたる故我兵
 士は如何で猶豫のせらるるをむつとおもひて一せらに敵を追ひ散らし〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇
 〇〇
 〇〇〇
 〇〇〇
 の邊を襲ひましたる處其の邊に警備致し居りましたる百名程の韓兵共も驚きあへて

かなわじどや思ひけん只一挺の鐵砲をも發たず十挺程づゝに束ねましたる小砲は束ねたるまゝはどきもやらす捨て置きまして逸早く北岳の方へ散乱致しましたる故我兵は右韓兵の取殘し置きたる大砲十五門小銃千挺を其儘に分捕致し更らに親軍壯衛營と申す我日本の近衛兵營の如き所を賣り落し進んで電報總局をも乗取り我技手をして之を監督せしめ王城より各衙門并に重なる官吏の邸宅などは盡く我兵を以て犇々と嚴重に警衛致し又正門の二階上には我が軍隊の大隊旗を朝風にへんばんと飄へし茲に初めて戦ひを止めましたが恰ど初めの發砲より終りまでの間僅かに十五分間で日本兵の中に即死致したるは歩兵卒一人及び騎兵卒一人負傷致せしは歩兵卒一人のみでいましてたが韓兵には即死十七人負傷七十余人中には士官もあり支那人も四名程雜り居りましたとそうでいいます又續て分捕致したる品物を取調べましたる處刀槍軍旗火繩筒を初め野戰砲連發砲等案外に多く特に八珊クルツ野砲一門、クルツ山砲四門、カットリング速射砲數種類十一門、舊式砲九門あり機關砲の如きも頗る銳利のもの又小銃もレメントンの外に佛式グラ銃四五百あり以上の中に光緒二年金陵機器局製造など、鑄り

付けたるもありませんとすので右日本兵の死者は其の後盛んなる祭典を京城ある招魂社に行ひ厚く葬り又分捕品は改革後厚意を以て返却したとすのでいいますが此等は後々の御話して鬼に角右の如く此の戰爭に就て我兵には兼て將校より申渡されたる事とて始終防禦的に出で進撃的態度を取らず只止むを得ざる間に發砲して彼等を追ひ斥けたるのみでありましてつまり我兵の出でたるは前回に申上す通り公使談判中の警衛たるに過ぎませんとにて殊更王城附近の地あれば勉めて慎重に致し彼より手迎ひせん中に我より發砲する様とかがあつてはならぬ故萬一敵方より發砲致したならば其時は萬止むを得ざる時に限りて發砲致せと命令を下され居りしとて斯く初めの中は重に空砲を發ち居り敵より切りに戰を挑み來りまして更らに應せず只防禦にのみ力を盡し居りましたとて彼等は初め日本兵は韓兵の銳氣に怯氣つきて我に向はざるならんと輕侮の心より勢ひするべく砲撃を初めましたるから終には我兵も據るなく應戰致したものだとすのでいいます鬼に角僅か一瞬時に斯くの如き手柄を顯はしまするといふはお互いに日本人は強いとにちがへはありませぬ扱此の騒動の起り

まするや國王の住居せらる、景福宮に於ては上を下へと混雜を極め詰り合ひの廷臣は
 只だ單に己れの身をかばへ逸早くも逃げ出し、閔泳韶の如きは砲聲を聞きますると共に
 宮殿の椽の下に隠れ、後ち三四時間を経て下人の姿に身を装ひ興化門より逃れ去り、毅然
 として國王を守護し居りましたるは金夏英一人のみで、又閔泳駿は當時自邸
 に居りましたるが安駟壽の知らせにより此の事を聞くと均しく逃亡致し、壯衛大將李鍾
 健は米國公使館に逃げ込みました所、同館の書記官たるアーレン氏に見認められ、汝は
 朝鮮國陸軍の大將ではないか其れに何んぞや此の危急の際に當り逸早く逃げ去るとば
 本館に於ては斯くの如きものを片時もかくまい置くと相成らずとて大に叱咤せられは
 うくの体にて立ち去りましたる、右等の如く恰かも鼎の沸くが如き有様にて其の
 重臣たるもの、宮中より逃れ去るもの、又宮殿へ馳せ參るもの、引きも切らずされど、孰れ
 も城門を守つて居りまする我日本兵の許可を受けねば派入るとが出来ますせん、故彼の事
 大驚と申す、閔派の人々は一人も入れませんでした、又景福宮に於きまして申正熙、金
 嘉鎮、趙秉稷、李濟淵、安駟壽等既に入闕致しまして國王の側に侍り御前に於て大

評議を致し國王殿下に於かれましたるも右御側に侍りましたる人々に向ひまして、今后の
 處置を如何に致したら宜しからんと問ひ給ひましたれども、滿座寂然として水を打ちた
 る如く誰れ一人口を開くものもありませんでした、が遙か末座に扣へたる安駟壽は恐る
 る、進み出で、謹んで奏しまするや、事茲に致る上は最早致し方もありません、唯父君
 大院君を御招ぎの上、政治を御委任遊ばすの外なしと、忌み憚る所なく言上致しましたる
 處、一坐終に其議に同じ殿下も又之を賛成したまいましたる、故茲に於て特使として高定
 益といへる人に密旨を含めて大院君の御住居なる雲岷宮の御殿へ遣しました、高定益は
 仰せを受けて直ちに雲岷宮に馳せ參じ、委細具言に言上致しましたる處、大院君に於かれ
 ましても初めは中々應じの御答もありませんでしたが、再三再四御勸め申上ましたるに
 より、且つは現在の御子なる國王殿下が今や危急の場合に在らる、等親子の情愛に絆さ
 れ、漸く潔き御承知の御答を遊ばされ、且つ直ちに參殿すべしとて、乘輿を命せられ、參内
 の準備を致されました、是より先き我が有志者も同邸に至りまして、切りに君の起たれん
 とを請ひましたるが、當時君には只だ笑つて何の御答もありませんでした、内に早くも斯

くの次第と相成ました。譯で間もなく用意も整へました。から君には青乗の御輿に乘られ途中警衛の爲め従者四十人護衛の朝鮮兵三百人我公使館より遣はされました。一隊の兵士并に數名の警官と共に雲峴宮の邸を出でられ猶は新聞記者有志者等も陸續之れに従がい制止の聲と共に景福宮に向ひました。は恰も午前九時頃にて右御輿が王宮に近づきます。や君は殊更らに正門に向はす。迎秋門より入らんとし給ひたれども門は最前の騒ぎの爲め堅く鎖して開きません。から態々使者を走せて大院君の入闕なる旨を通じ漸く門を開かせ列を正して入闕致されました。大院君が當日の御扮装には白衣の襪衣に淡青色の上服を着けられ御冠りも到つて粗末なるを用へ給ひました。たれを流石朝鮮國王の御生父本年七十四才の御高齡にも似たまわす。勇壯にして何處となく威嚴あり明君の相自然に備はり居られます。ものから見る人毎に嘆稱致しました。さうでいいます。扱又こなたは前申上ましたる戰爭の終ります。や不取敢我大隊長森少佐には參闕致しまして國王に謁見致し御機嫌を伺ひました。るに殿下は少佐に向ひ今程聞へたる砲聲は何事であるかと問はせられ少佐は謹んで朝鮮親衛軍我兵を砲撃致したるにて候と委細言

上致し直ちに御暇を乞い退闕致しました。さうで續て大島公使にも竹輿に乗り通常禮服にて參内致し殿下に謁見を賜ひ今朝來の事柄并に政府一部の人々が威權を恣まゝに致し社稷を傾けんとするを以て事茲に及びました。る旨申上げた。るに殿下には大島公使に向ひ頻りに我が日本國の好意を謝せられ今日迄貴國の好意に背きたるものは或る事情に遮ぎられたる次第にして予は弊政整理の必要を感じ居るか故に必ず日ならずして貴國の盛意に副ふ所あるべしと陳べられ續て又公使は猶一層具さに種々上奏致したる所殿下には満面喜びの色を湛へられ公使の詞げにより大に安心せりと申されたれば公使も大に面目を施して御暇乞を申上げ歸館致されました。然るに同日午後二時三十分頃鎮軍統衛營に於て又々小戦がふいました。之れは我兵より鎮軍統衛營の引渡を求めましたるに彼應じません。ゆへ止むを得ず我兵砲撃して之れを取りました。ので此の戰爭は僅か五分間にて韓兵の死にましたるもの二十名程あり尙ほ民家に潛み居りました。を探り出して一二名をも撃ち取り又大砲小銃許多を分捕致しました。までの事にて左までの戰爭ではあかつさうでいいます。たが扱韓廷には愈よ本日大院君御乗り込みと相成り久々

にて御親子御對顔是より大院君は國王の御委任を受けて國政を與かられ惡人閔泳駿一族は免職の上夫れく所刑となりて愈々大改革が行はれまする條は相變らず次回に申上ることに致します

第七回

太公の入闕 閔族の處刑 ぬぎかへた心も清し初松

天の時地は地の利に加かす地の利は人の和に加かす況して國の政治に與かりまする方なとは兎角此の人の和といふものがなければ中々治りませんもので今朝鮮國に於きましても一たび閔族が政權を握りましてより其の威勢日々に揚るにつれ自ら怠惰放逸の心が生り終に人の和を失ひましては國を誤り身を誤り進退極まる今日の如き場合となりましたので茲には佛果の所謂因果應報身から出た錆と思へば又止むを得ずとて云います 大院君に於かれましては三百の韓兵并びに我が巡查及び有志者等に導びかれて迎秋門より入り威儀堂々と王宮に御乗込に相成ましたに付不取敢詰め合い居りましたる外務督辦趙秉稷御出迎へ致し内殿へ導きければ大院君は其れと見るより秉稷

に向はれました我國が今日の如く外國交際の亂れたるものは盡く是れ汝の罪であると大喝一聲叱り付けられましたら秉稷は返へす詞もなく青くなつて逃げ退ましたとてで其れより大院君には内殿に入られまするや國王殿下には機端まで出迎へ玉い暫くは御詞もなく兩眼に涙を湛へられて大院君の兩腕を抱き上げ喜色滿面に溢れて奥殿に導き玉ひ積る御話しに暫しの程は打しめりて在したりしがやゝありて國王は大院君を仰ぎ見給ひ今日斯くの始末に至り上老体を煩はし下蒼生を困ましめたるものは皆我が不徳の致せし所であると謝せられければ大院君には我れ今ま老へたりと雖も幸に身体壯健なれば必ず力を國の爲めに盡し今日の紊亂を立ち所に回復致すべく必ず御心配あるべからずと答へられ猶ほ詞を改められまして只今日日本より要求する所盡く道理に協へる次第なれば此際斷然と右の要求を容れ早速に我が内政を改革致さんければ朝鮮國の獨立は到底保ち兼ねる事と申上りますと申上げたる處國王も實に尤もの次第なり然らば君にも暫らく我王宮に留まりて當分の内務機の政治を予になりかわりて執行致されよ予は殊に今回の件に對し悉く君に委任致さんとして先づ大院君を陸海軍務進明大院

にて御親子御對顔是より大院君は國王の御委任を受けて國政を興かられ悪人閔泳駿一族は免職の上夫れく所刑となりて愈々大改革が行はれまする條は相變らず次回に申上ることに致します

第七回 太公の入闕 閔族の處刑 ぬぎかへた心も清し初裕

天の時地は地の利に加かす地の利は人の和に加かす況して國の政治に興かりまする方なれば兎角此の人の和といふものがなければ中々治りませんもので今朝鮮國に於きましても一たび閔族が政權を握りましてより其の威勢日々に揚るにつれ自ら怠惰放逸の心が生り終に人の和を失ひましては國を誤り身を誤り進退極まる今日の如き場合となりましたので茲には佛果の所謂因果應報身から出た錆と思へば又止むを得ないと申します 扱大院君に於かれましては三百の韓兵并びに我が巡查及び有志者等に導びかれて迎秋門より入り威儀堂々として王宮に御乗込に相成ましたに付不取敢詰め合ひ居りましたる外務督辦趙秉稷御出迎へ致し内殿へ導きければ大院君は其れと見るより秉稷

に向はれまして我國が今日の如く外國交際の亂れたるものは盡く是れ汝の罪であるといふ大喝一聲叱り付けられましたら秉稷は返へす詞もなく青くなつて逃げ退きましたらで其れより大院君には内殿に入られまするや國王殿下には機端まで出迎へ玉い暫くは御詞もなく兩眼に涙を湛へられて大院君の兩腕を抱き上げ喜色滿面に溢れて奥殿に導き玉ひ積る御話しに暫しの程は打しめりて在したりしがやゝありて國王は大院君を仰ぎ見給ひ今日斯くの始末に至り上老体を煩はし下養生を困ましめたるものは皆我が不徳の致せし所であると謝せられければ大院君には我れ今ま老へたりと雖も幸に身体壯健なれば必ず力を國の爲めに盡し今日の紊亂を立ち所に回復致すべく必ず御心配あるべからずと答へられ猶ほ詞を改められまして只今日日本より要求する所盡く道理に協へる次第なれば此際斷然と右の要求を容れ早速に我が内政を改革致さんければ朝鮮國の獨立は到底保ち兼ねる事でもいいますと申上げたる處國王も實に尤もの次第なり然らば君にも暫らく我王宮に留まりて當分の内萬機の政治を予になりかわりて執行致されよ予は殊に今回の件に對し悉く君に委任致さんとて先づ大院君を陸海軍務進明大院

君前と申し右總指揮官に拜せられましたから大院君も御詞に従ひ當分は王宮にありて政治に興かると致されました抑も此の大院君と申しまするは國王殿下現在の御實父にて初めの御名を興宣君と申され國王は其第二番目の御子で御坐います初め先帝哲宗王崩じまするや世嗣がありませんでした故宮中に於て種々評議の末哲宗王の妃金氏の議により前の領議政鄭元容といふ人を雲峴宮に遣り迎へて王となしたるにて王の位に即かれまするや興宣君を尊んで大院君と申し奉り且つ都て國政を擧げたまへたりしが過ぎつる頃ろはいより閔族の爲めに御兩人の間を隔てられ其の後數年間といふものは御會合も切りに致され兼ね隨て父子心置きなく眞情の御物語りも出來ざるところ昨年以來は猶一層嚴重にして一切御會合を斷絶致し參らせられたれば絶て御談話遊ばざるべきたよりもなく國王には只だ朝夕雲峴宮の方を眺め涙にくれて居らしましたる由左れば此の度の御會合は如何に御喜びのありし事ぞやと影ながらも察しやられまする次第であります扱又國王には右大院君に政治を御任せに相成りますると共に數通の詔りを發せられました其の詔りの第一は先づ新政の件でうまして

傳へて曰く三王禮を同ふせず五帝樂を同ふせず禮樂時に因て宜きを制す况んや政治をや願ふに我邦東亞樞要の地に介在し萎靡として振はず職に政治の類騷紊亂して變道を思はざるに由る乎夫れ謀國の道は人を用ゆるを先と爲す其の四色偏黨の論は一切打破し門地に拘はらず惟賢惟才是れ舉げ凡そ内治外務務めて時宜に従がひ大小の臣士各奮發の義を修めて克く相たれ予寡昧、新治政を以て忝かに保國安民の策を圖つて可あり

と記され次に大院君に全權委任の詔りには

傳へて曰く凡そ今ま庶務の緊重事件あるに遇はば先づ就て大院院前に明を爲せ又閔族所刑の詔勅には

傳へて曰く民を虐するは即ち國に負ふ民生を聊せず何を以て國を爲さん一世喧傳して其跡を掩ひ難し左贊成閔泳駿事を專にし聚斂す怨を歸して己を肥す此れ尋常之れに處すべからず遠惡島に安置せん前統制使閔炯植貪罪至らざる所なし流毒偏ねく邊境に及ぶ遠惡島に安置せん前總制使閔應植營を擧めて而して多く變更し税を抽で

而して物議を招ぐ絶島支配せん前々開城留守金世基殘虐にして民擾を起す倅に道れて廉を壞る訪遠惡地支配せん慶州府尹閔致憲屢典して而して濫りに分つ焉れを溪壑にするも厭ふことなし遠地に支配せん此れ予が生靈の爲めにする所以にして亦世臣の苦心を保つ所以なり并せて即速に擧行せしめよ

とありまして尤も之れは皆な原文の儘で云いますれば御聞きになつても御分り悪くも方も云いませう即ち一番初めのは政治を改革めするに付ての詔りで此れを平らたく申上げますれば昔の三王五帝の如き古い時代にありましても時につれ世に従つて其の禮樂も時勢に合ふやうに拵へられたるに政事などいふ物は尤も此の時世につれて致さんければあらんもので今や我朝鮮が東洋亞細亞の樞要なる地にありながら國が開けないのは皆此の時勢に通じないからの事である抑も國を治めるには人を用へるのが第一であるに從來我國の風によれば門閥家でなければ重き役人になるとが出来まい故門閥の家柄では馬鹿でも大臣の地位を占めるとが出来又門閥が出来なければいくら大才子でも役人となる事が出来ないといふ有様であつたが此の後は一切此の様なる

事を廢して仕舞門閥に拘はらず利口なる人を擧げて重く用ひ内治外交の事は時勢につれて改良もすべき様此に新政治を立て、民を保んじ國を治めるとに致したとの意味にて又二番目のは大院君に政治を御委任遊ばしたる詔りにて此の後國政庶般の出來事中尤も重大なる事件は皆な大院君に申上げ君の御指揮を仰げとの意味又第三番目のは彼の閔族處分の詔りで則ち左贊成閔泳駿を遠惡島安置に前統制使閔燭植も遠惡島安置に前總制使閔應植を絶島支配に前々開城留守金世基を訪遠惡地支配に慶州府尹閔致憲を遠地支配に各處分致されたる裁判宣告書で云います右の如く勅りがありました故政府は又不取敢書面を京城なる市中の辻々に榜示致して人民を諭しました其書面には

通諭の事

右通諭の事段惟ふに我が

聖上仁徳天の如し但奸邪朝に満ちて聰明を應蔽し今日の塗炭を馴致するなり窮なるに至れば則ち理を變ず之れ當然今此事國太公を迎へて政を執らす誠に千載一時昇平の日なり惟ふに我大小の民人疑惑を生ずると勿れ一心樂み從はん右通諭す 京城



兪君子

大朝鮮開國五百三年甲午六月 日

とあり又各國公使にも當分の内大政を大院君に委任し日本の保護を受けて獨立の實を
 擧げ猶ほ國政を革新することを披露致しましたるに各國公使に於ても異議のあるべき筈
 もなく皆一齊に參内致し各自國を代表して承知の旨を答へましたから皆なく安堵の
 思へをなしましたるもの、彼の閔泳駿の一族は今榮枯處をかへて昨日の威勢は權花
 一朝の夢と相成り前申上たる如く一篇の詔りによりて今は各々其れ々の處刑を被ひ
 るに至りましたは又是非なき次第で入ります初め二十三日の騒動の起りますや前回に
 於て申上げました如く泳駿は三清洞の自宅に在りましたが彼の安駟壽の情けにより驚
 きて練武公院に逃れ其れより貞洞の某西洋人の家に潜み七月八日支那監理署の官吏劉
 慶詮に頼りて支那に逃げ去らんと致しましたが事顯はれて劉慶詮は捕縛せられました
 そらで又王妃も該騒動の砌り武藝別官某に負はれ王城を逃げ去らんと致しましたを内
 官金義明といふ人が認め其場にて右武藝別官を切り捨て王妃を取り戻しましたが其

れより宮中に於ては種々評議の砌り王妃を廢すことの議論も出でました様子を窺かに
 漏れ聞きたるものから大院君の入闕を待ち受け同君の膝下に泣涕して助けを乞ひまし
 たるにつき此の事は先づ見合せとなり其他閔派の人々及び彼の金王均を上海に殺害致
 したる洪鍾宇并に我東京に駐在公使として参り居られたる金思轍の如きも皆亦何れへ
 か逃げ去りて今は影を止めません有様と相成りましたが此方は開化黨の人々多年の辛
 勞空しからず大院君の召す所となり宮中に相集りましたる重なる人々は金宏集、金永
 壽、趙秉世、申正熙、鄭範明、李鍾健、金炳始、趙秉稷、安駟壽などにて速に會議を
 開かれ先づ今后の方針等につき協議を遂げられ、軍國機務所を設くる事、官吏を改革
 する事、閔族の爲めに處刑せられ又は難を避けて他國に流寓し居るものどもを赦免召
 喚する事などを議決し先づ申箕善、李道宰、尹雄烈、金允植、尹慈烈、安宋洙、呂圭
 亭、朴泳孝、徐光範并に朴泳孝の嫂、徐載弼の母、徐光範の母及娘、金玉均の妻女の
 如き難さに閔族の爲めに囚虜れとなり居りましたもの遠島、流罪等に處せられました
 もの又は難を避けて他國に流寓致すものなどを盡く赦免致し他國に在るものは召還す

と、致し續て官吏の改革を行ひ其重なるものには魚允中を宣惠廳堂上に金鶴鎮を兵曹
 判書に趙義淵を壯衛使に申正熙を統御使兼統衛使に李鳳儀を總衛使兼經理使に李元會
 を左捕將に去、壽を右捕將に金嘉鎮を外務協辨に愈吉濬を外務參議に金允植を江華留
 守に朴齊純を全羅監守に鄭雲鵬、洪啓薰を別軍職に李奎爽を春川留守に金宗漢を都承
 旨に朴命和を外務衙門主事に以下各々能に應じて黜陟致し更らに進んで八月十五日に
 至りましては新官制によりて金宏集を議政府總理大臣に李載冕を宮内大臣に閔泳達を
 内務大臣に金允植を外務大臣に魚允中を度支大臣に允用求を法務大臣に徐成淳を工務
 大臣に朴定陽を學務大臣に李景遠を軍務大臣に嚴正永を農商務大臣に安駟壽を警務使
 に何れも勅命せられましたが此れは後ちの御話してまいります又別に軍國機務所議長及
 び議員十七名を選びましたが議長には金宏集任せられ議員には朴定陽、閔泳達、金宗
 漢、趙義淵、金嘉鎮、安駟壽、鄭敬源、李源濬、朴準陽、徐相集、愈吉濬、金夏英、
 李應翼、金鶴羽、權深鎮、金允植、李元秀等任せられ又書記官には吳世昌、柳定秀、
 金仁植の三名を任じ愈よ六月廿六日を以て大院君國王の御名代として自ら出所致され

右開會の式を擧げ續て會議を開かれ章程二十一章課仕規則二條并に議員の分擔等を定められ續て日々會議を以て追々議決致されましたる事件には

- 一 嫡妾俱に子なく然後始て率養を許し舊典を申明する令前にありては追論を得ず
- 一 各衛署皂隸酌量加減設舉の事
- 一 朝官衣制 陸見公服紗帽章服品帶靴子。燕居私服漆笠搭護線帶。兵弁衣制近例に違ひて之を爲す。將卒は異同あるべからざる事
- 一 大小官員公私行或は乘或は歩。便に任せて得る、平輦子輦軒は永く廢す。公私

と亦く出入の宰臣扶掖（朝鮮の役人は皆な其家の臣共の肩に扶掖られて歩行す）の例は永く廢す老病堪へざる人は例にあらす惟總理大臣及議政大臣を経る者は闕内監輿に乗ることを許す

- 一 大小官士庶人等馬の規は一切豁除す凡て高等官に遇へば只路を讓るべき事
- 一 各府各衙門官員の跟隨(供人)額を定むる事
- 一 凡在官親避の規は惟夫婦及び親兄弟叔姪の外一切拘るに私議を以てし嫌を請ず

る勿れ規避の習一切永く廢す

- 一 職吏の律は舊典を申明し嚴に從ふて懲罰し原職は官に入る事
- 一 各府各衙門各軍門擅に逮捕を行ひ刑を施すを許さず而して師律を干犯するは此限にあらざる事
- 一 親官品級一品より二品に至る正あり従あり三品より九品に至る正従の別なき事
- 一 驛人倡優皮工は并に賤(賤とは穢多のことでムイマス)を許免する事
- 一 凡る官人高等官を経る者と雖も休官の後便任せて商を營む事
- 一 各衙門官制職掌の實施期限七月二十日を以て定むる事
- 一 京各司及各道各邑通行文牒は開國紀年を書して行會する事
- 一 警務官制職掌と一切事宜とを議定する後内務衙門に屬する事

一 此次日本政府力を出して我固有の自主を保認す。亟かに全權大使を派して厚誼を致謝し。益す隣好の事を敦ふる事

一 日兵の各地方に留駐するは實に清兵を防備するに出づ毫も惡意なし凡そ我士民其

各洞悉し無事に相安せよとの意を各地方に行會する事
一七月初十日以後廣袖衣を許す勿き事

一本所議案漸繁悉に活版を設けて印行し以て廣布に便する事
一各府縣衙門印章は飾して鑄造を爲し扁額も亦新備を爲す事
一悉に財政を査し實施の經用を籌辦する事

一科文士を取る是朝家の定制に係る而して虛文を以て實才を收用し難し科擧の法奏して上裁變通を蒙り後別に撰擧條例を定むる事

といふ箇條で云います又た政府新たに官制を作り議政府、御史院、軍國機務所、外務内務、財務、刑務、兵務、工務、農商務、學務の三廳八衙門を置き更らに冬至使其他舊例古格にして弊害あるものを排除する事と致し差向き支那皇太后の壽を祝する爲め曩に出發致させましたる還甲慶賀別使たる正使李承純、副使閔泳哲の一行を途中より呼戻し支那に向つて以來の關係を絶ちますると共に牙山に駐在致し居ります支那兵に三日間を期して立退きを命じました其の從來の關係とは如何なるものであるか

といへば即ち明治十五年に取結びたる清韓貿易規則と申すもので云いまして此の規則は緒言と外に二章云います又其の緒言の中には斯やうな事が書いて云います

朝鮮は長く支那の藩屬の地位に居れり

儀式其他の事に關しては既に確定し居るとなれば今更之を改むるの必要なし

併しながら歐羅巴各國が條約を結んで海上の貿易を爲す以上は曾て清韓兩國間に結び置きたる沿岸貿易を爲さずといふ條約は此に至りて既に消滅に歸すべし此兩國間の人民が互に貿易を爲し互に利益を同等に得るが爲に之を廢止して可なり

此陸路境界の通商に關係する法律も時勢に適合せしめ多少之を變更せざるを得ず併し海陸の貿易に對する今度の規則なるものは固より藩屬國に對して支那が許與したる特典の一と見做さる可らず決して朝鮮が諸外國に許したる權利に對し清國が所謂最惠國條款の一ヶ條として此規則を作成したる譯に非ず云々

右の書面に書いてありますのを見て諸君は如何な御考へが起りますか實に朝鮮も朝鮮なら支那も支那で云います果して支那が朝鮮を屬國と致して居りましたとならば其の

屬國に致したのは何時から初まつたのでござらう歴史をみても書いては
 いません左すれば斯くの如き書面の遣り取りを致し置さ今より何百年か立ちましたの
 後らには此等の書類でも出して證據にする積りであつたのかも知れませんでしたか幸
 に今日本爲めに見願はされたのは實に能い氣味で朝鮮にとつては盜賊の派入る所
 を救へて貰つたやうなものでござります左れば朝鮮政府に於きましては一たび長夜の夢
 を覺まし前申上ましたる如き大改革を行ひますると共に六月廿五日を以て牙山に駐在
 致し居ります支那兵は朝鮮政府の内政を改革致すに障害となるものであるから速に
 退去れよ若し三日間の中に退去らんとなれば止むを得ず兵力を以て逐ひ拂ふべしと申
 込み同日更らに右逐拂の事を我公使大島圭助君に委任状を以て頼み入れ併せて外務省
 辨よりも我公使館に向つて清國と從來の關係を断ちたる事并に右に付助援を與へられ
 んとを公文を以て申込まれました故大島公使に於かれても異議なく之れを承知致され
 終に同月三十日成歡の激戦と相成りましたる次第でござりまするが右戦争の次第は逐々回
 を重ねて伺ひますると致します

第八回 豊島の海戦 敵艦の分捕 海面にくづれ込けり雲の峰

今日は愈よ日清開戦の第一着として南陽灣近邊ある豊島沖海戦の次第を申し上げますが
 七月廿五日の事でござりまする支那の軍艦操江號と申す船は千百人の兵隊を乗せたる運送
 船一艘を護衛致し支那國太沽より牙山に向つて來りまするとの報知が牙山港碇泊の同
 國軍艦に達しましたから右軍艦に於ては出迎と致して濟遠號廣乙號と申す二艘の軍艦
 を其道筋に進ませました然るに其の午前七時頃でありました我軍艦の中吉野號浪速
 號秋津洲號の三艘も又仁仁川港に向つて進みまする途中恰と豊島の沖合なるシロバイ
 フールと申す島の邊に於て該出迎ひの支那艦に出會ひました軍艦には軍艦の禮義があ
 るもので途中に出會つた折などは最も此の禮義を正しくせんければならん然るに我が
 一番目并に二番目に進み行きました二艘の軍艦には共に將旗を掲げ居りまするにも拘
 はらず彼れは相當の禮式を致さず剩へ無禮にも戦争の準備を爲し我に向て敵對致し
 まする舉動が見へましたれども此の邊の海は賊に地が隘く動もすれば危険の虞があり

まして戰爭致すには至極不便でういますから我が軍艦三艘は態ど方角を換へ南西の方
 に向ひ遙かの沖合として進み恰と敵艦と我艦との距離僅かの場所と相成りまするや敵
 艦、廣乙、濟遠の二艘は突然我軍艦を目掛けて大砲を打掛けましたると故我軍艦に於
 ても斯る上は是非に及ばんと開戦の號令を傳へ直ちに之に應じて砲撃致し茲に於て互
 に烈しく發砲を致して戦ひまする事凡そ一時二十分間然るに廣乙號は一回り船を回し
 ますると直ちに逃げ出し濟遠號は二回轉まで忍耐致し終に叶はじとや思ひけん續て是
 れ又逸足早く北げ出しましたるから我艦も直ちに之を追ひ掛け頻りに大砲を打出した
 るが彼れは我銳氣に益す畏れまどひ何時しかシヨイバール島の影に隠れて仕舞まし
 た茲に於て我艦は之を尋ね求めましたけれども此日は驟雨の爲めに海面一帶海霧に裏
 まれ十間先さも分りません位ひ故其影を見失なつて仕舞ましたが後にて聞けば當時彼
 の船は我艦の爲めに士官室を打破られ艦員十五名即死致したるにつか愈々驚き狼狽ま
 して果ては降服の意を決し白旗を帆檣に掲げましたれども前申上ました通り一面の海
 霧の爲めに我艦の認る處とならず漸くシヨイバール島の影に九死の中に一生を得て

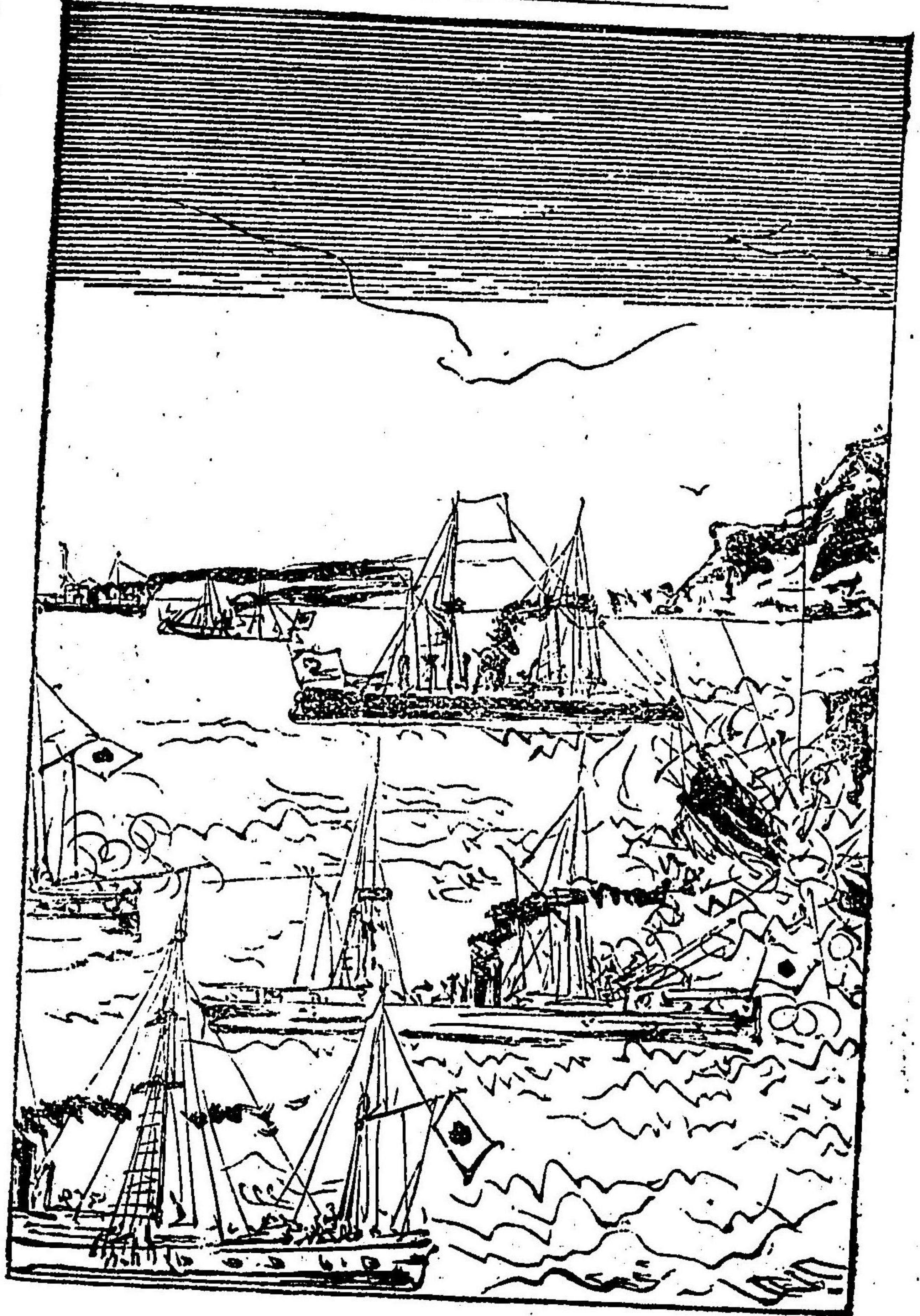
其れより直隸海灣をさして逃走り同廿七日天津に歸着致したとうでういますすが右等の
 爲り余程の大破損を生じたる模様であります又廣乙號は我秋津洲號に逐はれ東の方を
 さして一散に逃げ出しまする中船の速力次第に減じ終に淺洲に乗り上げまして進退谷
 まり且つ船は我が鋭き砲撃の爲めに大に破損致し海水頻りに滲入するより止むを
 得ず自ら船を燒き乗組員は辛ふじて陸地に泳ぎ付き逃げ去りましたとうでういます此
 の間に又遙かの沖合より二艘の漁船が來りましたが次第に近づきて見ますれば此れぞ
 即ち清艦操江號でういまして一は英吉利商船の旗を樹てましたる支那の運送船高陸號
 でういきました是より曩々我軍艦吉野號は彼の濟遠號を追ひ掛け行き數分間にして追ひ
 付きましたる故又々砲撃致しましたれども彼の艦は最早我が艦に向つて抵抗致すべき
 力もなく猶も速力を加へて逸散に逃れ既に淺洲の方へ走せ去りましたる様子でういま
 す故我艦は之れを追ふも大人氣をしとて歸り來りましたが此方は彼の操江、高陸の二
 船今や我軍艦秋津洲號の爲めに襲撃せられ操江は方角をかへて曩々に濟遠號の逃げ去
 りたる方に向ひ逸足早く逃げ出しましたる故秋津洲號は猶ほ一層の勇氣を増して追ひ

掛けましたる處る敵艦には終に叶わずと思ひけん忽ち白旗を檣の上に高く掲げ降服の意を示しましたたにつき猶ほ油断して敵艦に紹かれんことを慮かり充分の準備を整へ敵の動靜を認め果して敵對の意がありません様子でふいます故端艇を下ろして彼の船に乗付け該艦には直ちに我國旗を檣に上げ其れより乗組員八十余名の武器兵具を取り揚げて船長と船の受渡をなし尋で彼の乗組員は我軍艦に移し乗せ我艦の乗組員を該艦に分ち載せられ一聲の凱歌をあげ且つ信號を以て我吉野艦に敵艦降伏の委細を報らせました此方はまた我浪速艦彼の操江號と共に來りましたる運送船高陸號に向ひ一發の空砲を發し信號を以て進行を止め且つ錨を下ろせと命じ置き更らに我が艦隊司令官に指揮を乞はん爲め暫く船を引回したる折り彼れよりは又た進行すべきやと問ひ掛けましたるに浪速艦よりは信號を以て「ヒーヴ、ツ、オーア、デーキ、ゼ、コンセクエン、セム」暫く扣へる然らずんば己れ其責めを負ひ若し扣へずして進行せば直ちに攻撃すべし」と答へ更らに我が艦隊司令官の指揮により該艦を本隊に連れ行くべき事に決し直ちに端艇を下して人見海軍大尉外數名を彼の船に派し船中を取調べさせました處該

船は英國チャーチン、マゼソン會社の商船にて當時支那國が借受け使用致し居る者の由又船長は同じく英國人にて名をガルスウォルズニーと申し單に本船搭載の清兵一千百名を牙山港迄送り届くる船であるそうでもいいます依て船長に對し此船は我が本艦に續て本艦の命ずる處迄來るとを承知するかと聞きました所る船長は答へて私しは今まは貴命に背くべき力もありませんゆへ何れへなりとも仰せに隨へませうと申しましたから我士官は一先づ浪速艦に引揚られ更らに信號を以て直ちに錨を切るか又は錨を引揚げよと命令しました處船中にあります支那將官は大に立服致しまして右船長を脅迫致し汝若し彼の浪速號の命令に従ふならば余等は汝を銃殺せんとて大刀又は銃剣を手に致し居ります兵隊數名に張番を致させ毫も身體の自由を與へませんでしたから船長は止むを得ず信號旗を以て願くは兎に角端艇を送り下されたしと乞ひまする故直ちに再び端艇を送りましたる處支那武官は船長と我士官との間をさへ切り初めは面會せしめざりしが漸く少しの隙を得ましたから士官は船長と對談致しましたるに船長は今更此の船に乗り込み居る支那兵は浪速號に隨行することを許しませぬゆへ止むを得

す今までは一旦太浩迄引返すの外なし且つ本船は英國船にして其の出港の折は未だ戦争の公布を見ざる時なれば此の旨艦長へ御傳へ下されたしと申し述べますや此の時船内遽かに騒ぎ立ち又々我に對して敵意を示しました茲に於て我派遣の士官は初めて彼の船長以下の乗組員は現在支那兵の爲めに非常の脅迫を受けて居りますことを知りましたが別に致し方もなきものから直ちに立歸り更らに信號を以て船長に對し其の船を見捨て申しましたるに彼よりは又退るを許されざるにより端艇を送り呉れど信號しました我よりは彼れの端艇にて來れど信號しましたるに彼よりは又吾々は許されぬと答へましたから茲に於て彼の船長は益す清兵の爲めに脅迫せられ我が命令に應ずることが出來んものと認めまして船の前櫓に赤き旗を掲げ危険なる旨を示し併せて信號を以て早く其船を見捨て命じ急よ破壊なさんと覺悟致されましたから此れより水雷を放ち尋て午后零時四十分砲撃を初め午後一時を以て遂に彼の船を沈没せしめました彼方の船長以下乗組員は益す乗組清兵の爲めに脅迫せられますし又一方には日本軍艦より頻りに信號を以て危険を報じられました故今は此れ迄なりと覺悟を極め一齊に海中に

飛び入りしましたれど清兵は猶ほも海面に向つて射撃致し既に案針手の一人なる頸部を打貫らました我艦は其れと見るより端艇を下して直ちに此等の人々を救助し終に船長及び一等運轉手并に按針手の三名を助命致し此れにて一先づ戦争を終り分捕軍艦と生捕の人数とを引連れまして仁川に引揚げ戦争の結果を取調べましたるころ我軍に於きましては船も人も共に些少の負傷もなく敵方は死傷其の數を知らざる程にて又た分捕品も夥しくムいましたから皆なく共に手初じめ善しと喜び合ひました扱彼の九死を免かれ天津へ逃げ歸りましたる濟遠號と申しまするは支那國北洋水師に屬する主戦艦隊でムいまして速力は十八ノット噸數二千三百五十五噸ありまする随分同國にては有力の艦隊だそうでムいしましたが流石堅固ある艦隊に精練なる兵隊をば備へたる日本軍兵には敵對することが出來ませんでしたと見へ非常の大破損に及び現に大砲は大概破壊致し前面に備へありまする機械砲の砲座の如きも微塵に打碎かれ居り楯も大半は破られ舵も大破に及び最早非常の大修理をば致さなければ物の用には立まいのととでムいます又我軍艦秋津洲號に逐はれてカロリン灣の西隣なる小灣内の淺瀬に乗上



げ破船致しましたる廣乙號と申す船は支那廣東水師に屬しまする主戰艦隊で速力十七
 ノット噸數千百一噸の船で、いまして現に同廿七日早朝より我軍艦高千穂、摩耶の二
 艘が右難破の場所に臨み端艇を下して檢視致しましたる處によれば十二珊クルツ式
 速射砲三門六斤速射砲四門及び機關砲數門の外水雷發射管四箇を備へ居る隨分堅牢な
 る軍艦で、いましてが彼の戦争の砌り火薬庫に火を放ちたる爲めに其の艦の半ば以上
 は水中に沈み居り充分の檢視も遂げ兼ねましたるや、今其の檢視の實況を聞きます
 るに木を以て作りました分は都て燒失致し又舳より凡そ三分の二の所は半ばより折れ
 て水中に浸され艦内甲板の上面には鋼鐵を現はし其十二珊 砲は猶ほ用に立ちます
 見込もあり又右舷側砲の傍には屍骸積んで山の如く艦橋の下なる司令塔内の如きは
 磁石、信號旗とも粉碎し中に一人立ちたるまゝの屍骸がありました。是れ則ち船長で
 もありましたか其の外にも所々に澤山の屍骸があつて臭氣殊に甚だしく又船体には水
 の浸らざる個所丈けにても大砲の彈を受けたる痕十ヶ所程あり端艇も乗組める丈の人
 々之に乗りて逃れ走りましたるものと見へ右三艘は何れも陸地附近に漂ひ居りました

そうで、いいます。扱又我艦に降服致しましたる操江號は北洋水師に屬しまする補助艦隊
 で速力九ノット噸數九百五十噸あり艦体は甚だ小くありまするけれども特に李鴻章
 の愛玩致したる船だううで外國人の珍客あるときは李鴻章必ず此の船に伴ひて馳走
 致し兼ねて船の自慢を致しましたと申します此の船の船主を王永發と申し參將と云ふ
 役にある人で、いりました全肺支那に於ては艦長の事を船主と申し又參將と云ふは
 日本海軍中佐位の役で、いります其以下に大副孫茂盛、二副徐起鳳、三副王生才、大
 傳石徳行、二傳包振瑞、三傳俞忠林、管事方長春等以下都合八十二名乗組み居りまし
 たが去る二十五日、勢既に窮まりて今は降参するの外なしといふ場合に至り清將等は
 計りとの出づる所を知らず首を聚めて吐息を漏らし我等若し日本に降参したならば耳
 を切られるであらうか鼻を削られるであらうか去りて今更斯く敗れて國に歸りたる
 ならば又如何なる辛き目に逢はんも知れずと頻りに溜息をあしつゝ嘆息致し居ります
 るを同船に乘組み居りし電信技師なる丁抹人シユレンスラッドなる人一同に向ひまし
 て否々日本は開化な國であれば決して斯る慘酷な事は致しませぬと懇々説諭致しまし

た故一同大に安心して降参することに決しましたのださうで、いります扱我軍艦に於て
 しては愈々右捕虜八十二名と高陸號より救ひ上げたる五名の乗組員と分捕品の重もの
 るものどを取纏め差向さ佐世保に送る事と致し同月廿八日便船を以て送り來りました
 故佐世保に於ては不取敢右捕虜の人々を四室に分ち入れ一室凡る二十人位を置
 き食物は彼等が平常のものよりも上等なるを興へ且つ浴湯を許し剃刀を興へて鬚髯を
 剃らせな途最つとも信切に致されまするものから彼等の喜びは譬ふるに物亦く深く日
 本の恩義に感じましたさうで、いりますが此方はまた右と同船し來りました彼の高陸號
 の人々に對し沈没の始末を調査する爲め法制局長官末松謙澄君同月廿九日東京を
 發し八月二日午後五時佐世保に到着致され調査に取掛られ其結果として報告致されま
 したる所によれば該高陸號と申すは前一寸申上げました如く其の持主は英國倫敦の印
 度支那汽船會社と申し代理店は即ちシャヤダン、マヂソン會社にして其噸數二千百三
 十四噸あり船長をトーマス、ライダル、ガルスウオルズエーと申し以下運轉手六人接
 針手四人其外六十四名の船員と彼の千百人の清兵并に多數の大砲彈藥を積み込み又た

旅人の名義にてフオンハンチケンと申す現籍獨逸人にして支那の參謀たる人等に乗せ

九十

七月二十三日午後九時五十分支那國太沽を出發致し當時行く先きを告げられず只だ一封の秘密命令書を渡され洋中に於て此の命令書を開封致し見よ行く先き自ら判然と致すべしと言はれましたにより右命令の如く沖中に於て開きましたるに牙山港に向ふべしとあり又た途中事變に遇ふとあらば船は將官に引渡して上陸致せと書いてありましたと云います又た右海戦に於て分捕致したる品々は皆な東京に持參致し有栖川參謀總長殿下の御許に差出し頃日天皇陛下の御覽に供へましたと云うで何れ其中に九段の遊就館に陳列致されますると云うで云いますれば我々の拜見も出来る事と云います又是より愈よ彼の大鳥公使は韓廷の依頼によりて支那兵逐拂ひの爲め牙山地方へ兵隊を繰り出し茲にて第二回の激戦の御話相變らず次回に於きまして

第九回

成歡の進軍 牙山の追撃 蹈込んで只一獲やまこも劫

既に邪は正に克たすと申しまして邪しきなるとは末は必ず正きものに制せらるゝと

云へますが是ればそうかも知れませんが今支那國が朝鮮國の東學黨征伐を名と致し牙山の地方へ上陸して一時は朝鮮國に歡迎せられ非常の厚遇を受け其勢ひに乗じて朝鮮政府を煽動し我日本の兵隊を引取らせ其跡にて宜しく朝鮮を一人じめに圖らふと致しましたれども元々正當の道理でありませぬものゆへ終に我日本并に朝鮮新政府の看破する所となり今は前回に申し上げましたる如く支那國が兵を牙山に駐むるは朝鮮の内政を改革致しまするに妨害を興へるものとなし去る廿五日朝鮮政府より三日間を期して立退きを請求し併せて右三日の間に立退かざれば日本兵の力を借りて残らず逐ひ拂はんとまで申込ひに至りましたので是れ實に止むを得ざる義で云います扱右の次第に付朝鮮政府外務衙門よりは更らに又外務督辦を以て右撤去の事を我公使館へ依頼致し來り便宜處分致し呉れよと申越しましたるにつき我公使は直に之を先着の軍隊に報じ其の一部隊を差向き義州の要害に備へまして清兵の南より來るものを防がせ置き先づ兵を整ひ七月二十五日拂曉に龍山なる函里倉の陣營を出發致し全軍列を正しく漢江洞雀の流れを渡り名高き險阻の洞雀峴を打越え南太嶺と云ふ山を過ぎて果川と申す所

に至りましたるは午後六時で、いよいよ一回は此の地に露宿致すと致しました。今日の旅行したる道程は僅かに三里で、いよいよ炎暑が殊の外に厳しきゆへ、兵隊の中には初旅の事とて、眩暈を致しました者もあり、殊には前途大軍と戦ふべき大切の身体で、いよいよ今の中充分に鋭氣を養なつて置かなければならぬと云ふ注意より、斯く僅かの行軍に止めましたる次第で、明ければ廿六日此の日は午前二時の頃より、照り渡る月を踏で追々繰り出し、午前九時の頃は、いよいよ残らず水原驛に到着致し、本日にも茲に止まると、いよいよ軍隊は皆な此の驛の東西に當る山中の松林の間に露營を張り、また此の地は朝鮮の國中にても、殊に繁華の土地で、我日本で申せば、恰ど京都や大坂の様、亦所で、いよいよ此の驛の東西にありする大門又は城郭の構造は、京城にも勝つた程で、且つ京城や山間の程善き通路あるゆへ、此の土地の邊には、彼の牙山に居ります支那兵の斥候も、又京城に居ります我兵の斥候も、折々は参り時によりては出合する事もあり、且先頃來此の地の邊にては、牙山の支那兵今日あたりから追々此地に向つて來るとの風聞もありましたれど、此の日は終に参りませんでした、左りみから成歎驛迄進み來

りました事は、慥かに聞きましたから、我兵は最早一寸の油斷も致さず、又た此日大島公使より大島旅團長へ宛て、人馬雇ひ入れ方につき、韓廷統理衙門より發したる關文即ち切手廿枚を送り越されましたけれども、旅團長の命を受けて、此の地より人馬を徵發致したる平城少尉は、右徵發せし人馬の給料は土地の役人立會の上、一厘半錢も不足なく、各其の本人の手に渡され、且つ又當府の判官共には、右周旋の謝禮として、金三十圓を與へましたから、何れも大に喜びまして、日本兵の清廉なることを稱賛致しましたと、うで、いよいよ全肅朝鮮に於て、斯くの如く、人馬の給料を一文半錢の不足もなく、手渡致されるなど、云ふ事は、昔より未だありませんと、朝鮮又は支那の兵隊などが、偶々人馬を徵發致しまする時は、大抵無給で追ひ使われるのが例で、則ち大島公使より送りましたる切手も、其の關文で、いよいよ又偶々給料を拂ふものがあり、いよいよ役人の手に渡しますから、役人が取上げたなり、渡さぬ事もあり、或は捧先きを切つて、其の幾分を渡すやうなともあり、いよいよ次第ければ、成程喜びまするも、道理の事です、扱翌廿七日は、午前四時に水原を出發致し、正午十二時に振威と申す所に到着致しました、韓人は此里程を五十里と申しますれども、其

實は我六七里しかありませぬ當日は出發以來特に暑き日でござりまして重き荷物を背負ひ足場わるき土地を行軍致しますと云れば兵隊は余程疲れた様であり且つ此地は兩三日前までは牙山の支那騎兵屢々來りたる所の由でもあり又最初京城を出でます時分には多分戰爭は此邊であるだろうと思ひ居つた位の地にして既に支那の哨兵は我兵の來ることを聞き兩三日前成歡驛に引き揚げたさうでしたが聞く所によれば此の地の縣監等も密かに支那兵に通じ之に送るべき兵糧其の他の準備等をば致せし旨でありますから直ちに縣監を召捕り倉庫を取調べたる處果して米穀數百苞并に食用の密一瓶其の他一切の必需品を發見致しました依て猶嚴しく詮議を致しましたれども中々白狀致しませんでした故不得止翌日特に放免致したれど彼れは我が先着軍隊の爲めに印章を沒取られました事あれば後日定めて韓廷より免職せらるゝでござりませう又此日午前は極めて好天氣でございましたが午后に至り劇かに盆を覆す如き大雨降出しましたれば我兵隊の露營して居りたるものは非常の困難を致しました明ければ翌廿八日午前四時一同出立致し二里程隔てまする七原と申す所に至り最早敵の陣營も間近く相成りましたると

故茲にて總勢を左右兩翼の二手に分け其の左翼の一手は間道より左に回りにて牙山に向ひ敵の後方より攻め寄すると致し本軍は矢張り本街道を一直線に走り七原より一里半は迄隔たりたる素砂場と申す所の北方に當る高地にまで進み茲にて敵の動靜を見まするに敵には成歡縣の高地に幕營を張り堡壘を急に造らひ黃白の旗數十本を懸へして頗る要害を固めた様子でございました抑も此の成歡縣と申しまするは牙山街道中尤も要害なる土地で牙山を去ると七里我軍隊と敵營との間凡そ六千メートル其の間に一筋の河あり其他は都て水田又は池沼を以て我陣所より敵營に向ふには殆んど一筋道にはあれ殊に敵の居りまするは其向ふ側の小高き山にて受け方にとりは非常に便利ある土地なれども攻め方には殊の外困難の土地でござりますれば我軍は直ちに戰爭を始めずして充分銳氣を養ひ置かせ愈よ明朝より戰爭に係らんと兵士に休息をば命じましたれども此日は平常より殊に暑く九十七八度の炎天にしてこげ付く如き有様あるに天幕の準備もさく去りとして休息すべき人家又は小影さども在りませぬから一同は只だ芝原の上日に晒されたるまゝ休み居り既に大島少將の居られまする司令部ですら僅か二枚の



遊を敷き二枚を小楯と致して日を除けた位ひの有様又た此邊には人家もない位ゆへ飲
 水もありませんから一同は喉が渴きますれば止むを得ず水田の泥水を飲む如き始末で
 殊の外困難でございましたるに幸にも午后四時頃より少しく雨が降り出しましたゆへ暑
 氣もいくらか減じ大に凌ぎ能くなりましたれど我軍隊は明朝より彼の目前に扣へ居る
 支那兵と戦争を初めまするとであれば勇氣日頃に十倍致し居りますものから斯る暑さ
 位ひは事ども致さずひたすら明日の首尾を談じ居られましたるは亦た健氣なる次第で
 ございます扱て夜に入りますれば哨兵は先づ午後七時に愈よ出發致し明ければ廿九日午
 前零時愈よ進軍の號令下りまするや勇みに勇みましたる我が兵隊の一群は勢ひ込んで
 出發致し續て武田中佐の率ひたる右翼枝隊の一群及び附屬の衛生隊も出發致しまして
 右後隊午前三時頃忠清道街道なる安城川に差掛りましたる處ろ此時早く五百の支那兵
 橋の中央を断ち切り川に沿ひたる堤の影に潜み居りまして今や断ち切られしと知らず
 に渡り初めましたる我軍隊を目掛け僅か三四十メートルの近くより雨露の如く鐵砲を
 打出しましたから不意のことで我兵も大に驚き殊に鐵砲をも持ちません所の衛生隊も

居るとなれば我兵一時は進退極まりましたけれども松崎大尉の中隊は枝隊の前衛となりて敵兵搜索の任に居り前衛中の山田少尉の少隊は尖兵となりて又其の最先きにあり田邊大尉の中隊は技隊の先頭にあり蘆澤大尉の率ひたる工兵中隊は後尾にありて各々列を正して進み来りましたとなれば松崎大尉は聲を振り上げて「進め〜」と下知を下しましたから今は何とて退くべき各々ざんぶと河中へ飛び込みましたれど兩三日前より時々の大雷雨ありし爲めか水量は非常に増さりて各首丈もあり殊に未だ夜の明けざる折りなれば暗さも暗く且は不知案内の場所なるとして其の困難は實に一方あらざる有様でふいましたなが流石慄悍決死の兵各勇氣を鼓して難なく右河を打越へ兎に角集團せる家屋の方に至りて土地の人の案内を頼まんと山田少尉は沼田の中をたどり行きます中忽ち道に迷ひて横道へ踏み入りましたが折り能く土人の家がありましたから叩き起して案内を頼みましたるに土人は之に應じませんでした少尉は怪しき舉動なるかなさては敵兵此の邊にあるものにと思案致し居られます所へ恰と又松崎大尉も道に迷ひて此の所へ來られたる容子でふいましたなが敵には早くも其聲を聞きつけ

たるものと見へ忽ち一齊に砲先を揃へて我軍目掛け撃ち出しましたるゆへ松崎大尉山田少尉の兩人は尖兵を率ひて急に水田を越へ敵より僅か手前ある土手の影に潜れ本隊の來るを待ち居りました中如何致しけん一發のそれ玉の爲めに山田少尉は左りの脚を打ち抜かれましたされど勇猛なる山田少尉の事ゆへ若し此事を我軍兵へ知らせなば勇氣を挫くの虞れなしとせずとて自から彈丸を抜き繃帯を施こし居られます折しもまた右の方に當りて残念との一聲を漏らしたものがありましたから急ぎ右の場所へ赴きて見ますれば是れなん松崎大尉でふいました氏は肩と胸とに銃丸を受け劔を握りましたるまゝ打ち倒れ居りました跡より進みましたる武田中佐は先鋒隊の方に砲音の聞へましたるゆへさては戦を初めたるものなれとて急に各中隊長に命令を下し各々其の隊を展開せしめ田邊大尉は技隊の眞先にありまして先づ展開運動を初め恙なく河を渉り向岸に着しましたが時山中尉の一隊は不幸にも河の後ろの方へ開らき運動を初めましたものゆへ忽ち一丈餘りもあらんと致します懸崖より眞倒に深き水中に落ち入りましたが此の水底は泥深でありますから兩足は落入りざま右泥の中に没入し抜

くともありませんで二十九人の人々空しく水中に立往生を致しましたれどかくてある
べきにあらざれば速やかに軍服をぬぎ捨て辛ふじて其の一部分の人々は命を拾ひまし
たされば後尾の各中隊は之れを見て戒むる所やありけん河の前面に於て更に隊を開き
進んで前面各中隊の應援を致しましたる故前面の中隊は再び前進まして遂に成敵に
至りまする敵の退路を遮り本隊は吶喊の聲を揚げて敵陣に亂入致しましたから敵は大に
狼狽致し取るものも取り合す僅かに一方の道を開いて横道より逃げ出し技隊は猶ほも
之を追ひ掛けましたけれども夜は益々暗く道は愈々危険でありましたから左程深くも
追はず引返しましたが此の戦に於て支那兵は直隸省練軍砲隊にして平生猛
勇の聞へありましたものでいいますと左れど我日本兵の勇氣や鋭さかりけん我が
兵の討死致せしものは僅かに七八名溺死致せしもの十數名で敵兵の方は討死既に二十
余人軍馬二頭と共に斃れ外に生捕りせし兵二名「葉」「聶」と書したる將旗二本ありまし
た扱其れより凡そ二時間程は戦ひを休みまして兩軍にらみ合ひで居りましたが午前六
時に至り我砲兵隊先づ榴彈を以て敵の第一第二の堡壘を打ち毀ち次で榴霰彈を以て敵

兵目掛一齊に打ち出しましたから敵兵も之に應戦致し互に發砲致し合ひ暫時の間は百
雷の一時に墜ち來るが如く吶喊の聲又之に和して天地も爲めに碎けんかと怪しまるゝ
許りでありましたが如何なる譯にや敵の砲丸は破烈致しませんもの多く且つ一發も我
が砲兵の陣地に落ちませんが此方より打出すものは盡く破烈致しまするゆへ敵は追々
跡すさりと相成り其の牙城と頼みたる第二堡壘の高地を棄て次第に西南の方に退きま
したれば我が歩兵の聯隊は得たりかしこしと敵兵と入れ換はり右高地を乗取り之れよ
り第三堡壘を見下ろして勢ひ鋭く砲撃致し又我右翼の枝隊長は左翼本隊の戦ひ今
ま盛んなる有様を見ると均しく該枝隊を前方の高地に進め其の一部隊を敵の第四堡壘
に向はしめ自から全部を率ひまして第五陣地に向ひ散兵線も續て敵の第五陣地に向は
れ或は一齊射撃を爲し又は急劇射撃を致し終に之を打取りましたこちらの左翼本隊は
既に敵の第三陣地を陥れ今や又第四の陣地向ひ是又難なく陥れましたるとゆへ敵
は各々牙山又は洪州の方角に向つて散亂致し漸く砲聲も静まり午後七時三十分には敵
兵一人の影だに見へずなりましたから我將官は一先づ兵を纏め之れより死傷者等を取

開々としたる所清兵の死せしものは殆んど百余名負傷者四百名程にて其の外生捕斃人ありました。我兵の負傷は僅か二三十名に過ぎませんでした。此の戦に於ける敵の砲兵は熟練致したるものにて堡壘の構造鹿柴の備へ方殊に見事に出来居り我大島旅團長福島中佐なども既に危うく砲撃に逢はんと致した。そうでもういしました。抑も此の戦争につき支那兵ある大將の聶及び副將の葉は共に李鴻章旗下の有名なる將軍であります。此の度の戦ひに我兵聶の幕營を圍み烈しく攻め立てます。や直に壘を捨て、逃走致し且つ軍服をも脱ぎ棄て大將として片時も手許を離すとの出来ざる必要の書類なども折皮の革靴に入れたまゝ、打棄て、逃げたるとは其の狼狽を思へやられます。事名たる勇將の舉動とは毫も思はれません。況して總大將葉の如きは其前既に逃げ去りました。どうであり其後ら噂に聞きますれば聶は重傷を受けて洪州迄逃れ同地にて死し葉は洪州にて牙山の敗兵九百人を集め平壤の方へ向ひましたと申します。大將既に斯る有様ゆへ支那兵の逃げ走りましたる者なども皆な人家に立入まして朝鮮服と軍服とを着替へ容貌を變じて立去りましたものと見へ其の道筋には血に塗れたる軍服、靴

帽子など山の如くに打棄て置きました。左れば又我兵は此より凡そ五里程支那兵の逃るを追掛けました。が未だ牙山に到りません。中恰と牙山の二里手前で日も暮れました。から據なく腰覽と申す所の小村に野營を張り猶は敵の夜討もあらんかと充分警戒致されました。が終に右様の事はありませんでした。明くれば七月三十日午前四時に腰覽を出發致し牙山を指して進みました。此の日は彼の兵の根據と致し居りたる牙山に向ふと、如何に無氣力なる支那兵でも随分居るには違ひあるまい。左すれば最早彼等は死物狂ひの有様にて勢ひ鋭く向ふあらんと皆々思へ居りました。に牙山に到つて見ますれば思へきや一人の支那兵とてなく残りしものは彈丸數十萬發と兵糧七斗入六七百俵あるのみでした。依て近所の土人に聞きませすれば彼れ等の守衛として此の地に駐められたるは僅か五十名位で此の兵は二十九日の夜一寸我が先着の軍隊へ夜討ちをしかけました。が間もなく潰走致して公州を指して逃げ去りました。そうです。茲に於て我兵は愈も目的と致したる牙山をも乗取りました。から一同益々喜びの眉を開き此れより分捕品生捕兵などを率ひて京城に立歸り同地に凱旋致します。愉快ある所の御話しは猶は次回に

○○○○○一齊に凱歌を奏して此地を發し全軍整列隊伍を亂さず平澤、振威、水原を
 經て四日には漢江の東南果川に露營し五日午前二時右果川を出發して凱旋門に到着致
 しました此の行列の眞先には清兵より分捕せし鑼大鼓にて之を一隊の朝鮮人足に鳴ら
 させ又た其の人足は何れも「成歡の役利物」清兵大敗の證」と黒書せる小旗を持ち續て
 清兵の將帥旗たる黃龍を畫さし三角なる旗二旒青綠りに「葉」字を白く振きたる三角旗
 三旒、赤地に「彗」字を白く振きたるもの三旒、黃地に「紫」にて「魏」字を繡ひ出したる
 大旗三旒「高」と繡ひ出せるもの「憑」字を染め出せるもの黃と紅と二色の大横縞を表は
 せるもの總計二十有七本を押立て其に續て幟と云ふ竿棒又は鳥毛の長槍に似たるもの
 床屋の招牌に似たるものなど凡そ二十本を朝鮮の人足に押立てさせ我兵中にありて之
 を豎し其の跡より分捕の大砲八門を牛に牽かせ其の一門毎に「成歡之戰支那兵遺棄物」
 と記したる小旗を付け軍規正しく河岸の南の方に集り大島旅團長長岡參謀も續て來着

し凱旋門の下にて馬を下り大島公使之を迎へられ一場の演説を致して其の勞を謝され
 續て大島氏之に挨拶致し軍國機務所員惣代鄭敬源氏も又惣代として出迎ひたる旨を述
 べ勅使李允用氏は朝鮮國の爲めに盡力せられたる勞を謝すとの朝鮮國大君主の勅旨を
 口述せられ國分譯官之を譯し一聲の喇叭を合圖に 天皇陛下の萬歳を一齊に唱へ續て
 朝鮮大君主陛下萬歳を唱へ 鄭敬源氏も大日本國 皇帝陛下萬歳と唱ひ一同之を和し之
 れにて儀式を終り再び行進を初め例の如く分捕物を眞先に送り其れより歩兵騎兵工兵
 衛生隊と順次威儀を整へて万里倉の本營に歸り寄送の牛酒を披らきて大祝宴を張られ
 大島公使も續いて歸館直ちに午後四時頃に參内致し國王に凱旋王使の厚禮を謝し翌六
 日の夜倭城に於て大島公使主人となり旅團長以下各將校并に韓廷改革委員李坡鎔
 金允植 趙義滿、金嘉鎮以下十余人を招待致して凱旋の祝宴を張りました此方は日本に
 於ては兼て在留の清國人は日々百人又は二百人と歸國致し公使も十一日を以て横
 濱國館の領事并に館員等と共に歸國致したる故我政府に於ても又北京天津芝罘等の
 在留公使領事の方々へ引揚げを命じ此と同時に天津芝罘の郵便局へも同様引揚げの命令

を申送りたるゆへ先方に於きましては直ちに其準備を致して歸國の途に就ました又朝鮮よりは我國流寓者たる朴泳孝赦免の敕詔七月三十日同國より我外務省に到着致し本人へ傳達方を依頼して参りましたから直ちに同人に右の通知をなし林次官より該勅詔を朴泳孝に手渡し致されましたから流石硬血の志士も國亂の爲めとは言へながら親を捨て妻に分れ十有一年の歲月を他國に送りましたる身の突然此の恩赦に接しましたるとして滿顔悦びの色を湛へ該勅書を受取り終に八月六日午後四時十分新橋發の涼車にて横濱に赴き故郷さして出帆致しました是れより又我政府は日々軍備を整はれ海岸望樓なる者を要害の地に設け陸海軍恤兵部を置いて獻品を取扱はれ次で八月一日を以て開戦の詔勅を下されました今其の詔勅を拜讀致しますれば

天佑を保全し萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に清國に對して戦を宣す朕が百僚有司は宜く朕が意を體し

陸上に海面に清國に對して交戦の事に従ひ以て國家の目的を達するに努力すべし苟も國際法に戻らざる限り各々權能に應じて一切の手段を盡すに於て必ず遺漏なからむを期せよ
 惟ふに朕が即位以來茲に二十有餘年文明の化を平和の治に求め事を外國に構ふるの極めて不可なるを信じ有司をして常に友邦の誼を篤くするに努力せしめ幸に列國の交際は年を逐ふて親密を加ふ何ぞ料らむ清國の朝鮮事件に於ける我に對して著著隣交に戻り信義を失するの舉に出でむとは
 朝鮮は帝國が其始に啓誘して列國の伍件に就かしめたる獨立の一國たり而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其の内政に干涉し其の内亂あるに於て口を屬邦の拯難に藉き兵

を朝鮮に出したり朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變一
 備へしめ更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たし
 め以て東洋全局の平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに協
 同事に従はむことを以てしたるに清國は翻て種々の辭柄を設け
 之を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其の秕政を釐革し
 内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむことを以て
 したるに朝鮮は既之を肯諾したるも清國は始終陰に居て千方
 其の目的を妨碍し剩へ辭を左右に托し時機を緩にし以て其の水
 陸の兵備を整へ一旦成るを告ぐるや直に其の力を以て其の欲望
 を達せむとし更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆ど亡
 狀を極めたり即ち清國の計圖たる明に朝鮮國治安の責をして歸

する所あらざらしめ帝國が率先して之を諸獨立國の列に伍せし
 めたる朝鮮の地位は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し
 以て帝國の權利利益を損傷し以て東洋の平和をして永く擔保な
 からしむるに存するや疑ふべからず熟々其の爲す所に就て深く
 其の謀計の存する所を揣るに實に始めより平和を犠牲として其
 の非望を遂げむとするものと謂はざるべからず事既に茲に至る
 朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なり
 と雖亦公に戰を宣せざるを得ざるなり汝有衆の忠實勇武に倚頼
 し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせむことを期
 す

御名 御璽

明治廿七年八月一日

右の如くでふいます續て政府に於かれましては伊勢神宮并に孝明天皇御陵墓等へ開戦の御告祭勅使として九條掌典長并に岩倉掌典をば去る八日に發向せしめられ又一方には義兵を志願する者が續々起りましたるゆへ再び詔勅を發せられました其の詔勅には朕は祖宗の威靈と臣民の協同とに倚り我が忠武なる陸海軍の力を用る國の稜威と光榮とを全くせむことを期す

各地の臣民義勇兵を團結するの舉あるは其の忠良愛國の至情に出ることを知る惟ふに國に常制あり民に常業あり非常徵發の場合を除くの外臣民各々其の常業を勤むることを怠らず内には益益生殖を進め以て富強の源を培ふは朕の望む所なり義勇兵の如きは現今其の必要なさを認む各地方官朕が旨を體し示諭する所あるべし

御名 御璽

明治廿七年八月七日

どの御趣意にて其外七月三十一日以來日清兩國の間を自今無條約國と見做せどの訓令并に外交及び軍事に關する出版物は檢閲を受くべき事朝鮮渡航者取締の事依然在留すべき支那人取締の事東京灣に水雷を設置せる事捕獲物審檢令など、申す規則類を續々發せられましたが是より先き又支那國に於ても開戦の布告を發し併せて各國より駐在する公使へも其の趣を通知致したるや今其の書面を見ますれば

朝鮮は二百餘年來朕が屬國にして年々朕に貢物を納めしとは既に世界列國の普く知る所あり而して朝鮮は近時十數年間内亂荐に起り人心安からず故に朕は常に小弱を憫れみ屢々之を援助し終に京城に理事官を置き以て朝鮮の利益を保護せしめたり本年四月間内亂復起り國王朕に請ふに援兵を派遣して之を鎮壓せんことを以て朕此に於て李鴻章に命じて朝鮮に援兵を出し内亂を平定せしむ其の兵僅に牙山に達するや亂民忽ちに星散し國亂全く治平に歸せり然るに當時日本は何等の理由なきに又兵を

朝鮮に出し其首府京城に入らしめ後更に兵を増して其數を一萬以上に達せしめたり之と同時に日兵は百方朝鮮人を威嚇し且つ國王に迫りて其政府の組織を變更せしめたり事已に此に至る最早理を以て争ふ可らざるを奈何せん朕は從來屢々朝鮮を援助したれども未だ曾て内政に迄干渉したるとならず日韓の條約は朝鮮を獨立國と爲すと雖も其國民を威嚇するが爲めに大兵を派遣し國王に迫りて其政府の組織を變更せしむるを得せしむるの法律にあらず故に今や諸外國は日本人の處置に付き皆共に之を批難し其出兵の名義を知るものなし蓋し日本は正理に據らず又其兵を撤回し而して後朝鮮の將來に對する方法に關し協議せんとの忠告をも容れず却て自から戰を挑み益々其兵を増加せしめて愈々朝鮮國民及び同國に駐在する朕が臣民を恐怖せしむ朕も依て又之れが保護兵を増加せんとし送道の途牙山口外の海面に達したる時日本軍艦の數隻は突然顯現して朕が軍艦に戰鬪の備へなきを機とし朕が運送船に砲發して之を破り朕が兵士をして水底の藻屑と化し去らしめたり此處爲たる明かに日本は條約を破棄し國際公法を無視し且詐偽不實を以て自ら戰端を開き諸外國の批難を受

けたるものなりと雖も朕は此の磐根錯節の間に處するに仁義公道を以つて之れに應じたるを世界各國に知らしめんとを望み故に朕は今李鴻章に嚴命し速かに朕が兵を派遣し日本人屯在の地を抜かんことを以つてしたるが故に李鴻章は現に勇兵を朝鮮に派遣し以て同國人民を塗炭の苦中に救へ猶ほ又朕は滿州道臺總督并に沿岸諸州の道臺及び諸將軍に命するに軍備を整へ日本軍艦にして苟も朕が港灣に闖入するとわらば直ちに之を破壊せんことを以つてし且つ戒むるに朕の嚴罰を受くると亦やらんと欲せば朕が命令を守り決して怠慢なかるべしといふを以てしたり此詔勅は之を一般公衆に示し併せて人々個別に告示したるが如くならしめよ

とあり又た各國公使へ遣したる公文は
 大清の欽命總理各國事務王大臣に照會の事を爲す前さに朝鮮全羅道亂民事を滋すあり該國王文を備へて援を請ふに因り北洋大臣の奏明を經我
 朝廷は該國前南次の變亂中國之が爲めに裁定を經るに因りし故特に兵を派し前往して漢城に入らず直ちに全城一帶に赴き進則す該匪風を聞て潰散し我軍難民を撫卹し



方々に凱撤を謀る詎日本亦兵を派して韓に赴き名を助剿に託し實は則ち徑に漢城に入り要隘を分踞し嗣て又屢次兵を添へ万余に至つて止まず竟に朝鮮を迫脅し中國の藩服を認めず多欺と開列し逼つて該國王をして一々遵行せしむ查ふに朝鮮は中國の屬邦たり歷るに年所あり天下皆知ぬ該國各貴國と約を立る時均しく聲明を經案あり日本強て中國の體制を認めざらしむ礙あり已に向來つ睦誼を失ひ比隣の國其政務を整理するを勸むるに至る原と美意に屬す但只能好言勸勉豈重兵を以て欺壓逼勒強行するの理あらんや此但中國坐視するに忍びざるのみにあらず即各國政府諒皆以て是と爲さず

英國政府及

俄國政府先後屢該國に駐紮するの大臣を飭し其の外務に向ひ勸阻して並に英國外務大臣其の兵を將へ漢城を撤出し中國の兵と兩處に分紮し商辦朝鮮事務を和平するを勤む此議甚だ公允と爲す乃ち該國悍然として顧みず反つて兵を添ふ朝鮮の人民及び中國の彼に在る商民日々に警擾を加ふ中國は念ふ各國共に和好之意を敦ふし斷じて

肯遠興に畔を開き生靈の塗炭を致さず商務傷あり後兵を添へ前住保護すと雖も亦漢城を距る尙は遠く日本兵と相遇ふて畔を啓くに至らず何の意ぞ該國忽ち陰謀を逞ふし竟に六月廿三日に於て牙山海面に在り突に兵輪多隻を遣り先づ開砲を行ひ我運船を傷り并に英旗を掛けし英國高陞輪船一隻を擊沈す此則畔彼より啓く公論容し難し中國篤く邦交を念ふと雖ども再び曲遷就を爲し難し決意を另き辨法を籌らざるを得ず想ふに各國政府此の變異の事を聞き亦共に相駭詫以て責むるに責の歸するものとなさるはなし矣今特に日本理に悖り法に違ひ首先卹を開く情事始末を將て文を備へて

貴署大臣に照會す

貴國政府に轉達し查照須らく照會者に至すべし

右照會

光緒二十年陸月貳拾玖日

とありまして右の如く今日に至りましては愈々兩國公けの戦争と相成ました事ゆへ各

國よりも其れ中立の通知あり現に英吉利、亞米利加、日耳曼等の如きは殊に嚴正に中立を守る由にて我在清公使領事引揚げの後は同地居留の我國人民も又亞米利加に依頼し同國領事の保護を受くると、相成ました事右の如き次第に立至りましたゆへ先きんずれば人を制し後れば人に制せらるゝと云ふ例へもあればいでや此方より敵地に押し入り一番彼の北洋艦隊を誘き出し見事黃海の藻屑に致し呉れんものと我艦隊は各腕によりを掛けて本國を出帆し八月十日午前三時といふに支那國威海衛を距る十數哩の所に至り直ちに偵察艦を放ちて敵の動靜を見ますと敵の艦隊は悉く皆な灣内に潜み居るを認めましたから我艦は愈々進航り午前六時と思しき頃彼は突然我が軍艦を目掛けて廿二珊メートル砲を打掛けました此の時我が艦は兼て覺悟の上でありますれば心得たりと身構へ致し居りまするに彼れの打出したる彈丸はねらい外れて我艦までは届かず我艦を距る百ヤード計りの地に於て破烈して仕舞たるにより我艦よりは更らに三十二珊メートル砲を打掛け充分の手答へを得ましたれば多分彼れに命中心た様子で払い升たが折りしも恰と敵の軍艦二艘は砲台のほとりに顯はれ出でました

から今回は直ちに右敵艦を目掛けて發砲したるに該艦は逸早くも砲台の影に隠れ更に
出で来るべき模様もありませんでした故止むを得ず同午前八時一先づ我艦は引揚ぐる
と、致し凱歌を唱へて同地を引返しましたたが扱是より我が軍隊に於かれては猶一層の
勇氣を奮へ陸には中和平城の地方へ進撃致して彼の二万の清軍を大同江に打破り進ん
で義州を経清韓兩國の國境たる鴨綠江を渡り見事九連城を占領致して愈よ北清地方へ
乗込み又海には黄海の片側なる大沽山沖合に於て彼の北洋艦隊十數艘と激戦の末粉砕
徹塵に攻撃致し世界未曾有なる大功名を致されたる御話しは相變らず次回に於て

第十一回 斥候の衝突 平壤の激戦 がらに似ぬあの落ちざまや桐一葉

伺ひ續きましたたる戰爭の實記も一回より一回と進むに従つて色々御話しが錯雜て参り
ますが扱て彼の前回に於て伺ひましたる威海衛砲臺の後に於ける重立ちたる事柄をか
い摘んで御話し申上げますれば先づ我が大本營に於かれては引續き毎日軍さの評定を
遊ばされ既に九月十五日を以て軍事公債條例を定め次で同廿二日には捕獲審檢令と申

して分捕品を取調る事の規則を發布し九月五日には右捕獲物審檢所と申す取調の役所
を佐世保港に開かせ同十三日に更らに大本營を蕪州廣島に移し同日を以て辱けなくも
我 天皇陛下には親しく大元帥として同地に御出張あらせられ又同十四日には兼て去
る七月廿三日豊島沖合に於て分捕したる操江號と申す船を我日本軍艦と確定したる旨
を公やけにせらるゝ等萬づ軍事上に抜目なく注意を加へられ殊に第五師團長野津道貫
君も既に渡韓致し兼て朝鮮にありし所の同師團兵を自ら指揮するととなり尾州名古屋
ある第三師團も豫備兵を召集して八月廿二日頃より續々渡韓の途に上り猶ほ同月三十
日には山縣陸軍大將軍司令官に任せられて愈よ朝鮮に向はるゝととなりました國內の
形勢斯くのとくあると共に又た朝鮮に在留致し居りまする我第五師團の兵も益す軍備
を整へ其先發は去る九月七日の頃はへより北の方平壤地方に向つて進軍を初め其の一
部隊長たる一戸歩兵少佐が卒いられし兵の如きは早くも黃海道金川に迄到着致されし
により先づ斥候と致して同隊中にありし騎兵中尉竹内氏并に下士官二名と兵卒七名
都合十名の一組を前路に遣し敵の様子を探りに出しましたされば此の一隊十名の勇士

は右命を奉じて愈前進致し羅長山と云ふ山を涉へて中和驛の傍らある七峯山と申す處に露營を張り通辨を以て此の邊の土人に敵の動靜を聞き糺しましたるが土人共は更らに知らず分らずと申し居りて少も其要領を得ません、けれども土人が返答の様子の何んもなく曖昧なる舉動によりて察すれば敵は早や近きにあると成るべしと思はれたるゆへ一層嚴重に警戒を加へ更らに幾人の兵を祥原と申す地方に出し遣りましたは恰度同月十日夜も早や初夜に近き頃でふいました左れば右兵隊は充分に注意を加へて尤も綿密に探索致し乍ら益す進み行きましたたが名にしあふ不知案内なる異國の土地殊に陰曆十日の月はかげほのくらくして前路の偵察にいと便りあしかりけるが一行各勇氣を鼓して彼の有名なる大同江の邊りまで参りましたるは午前四時を過る事凡そ三四分早や鶏の聲は四方に聞へて東方將さに白まんと致し四面寂然として只大同江を流るゝ水音のみぞぞうくと聞へける折りしも前岸の方に當りて劇かに人馬の喧嘩しく正しく此方に向つて押寄せ来る様子に見へましたるから此方の一行不意の事とて大に驚きましたるが熟考へ合すれば最前土人に敵の動靜を探りたる際土人の返答の曖昧な

りしこそ審かしけれ察する處彼の土人等我々一行の偵察するとの由を清兵に密告したるものに相違なからん兎にも角にも彼の露營迄馳せ歸り中尉に事の次第を告げ知らせ其の上にて共に腕骨の續かん限り敵兵を打殺して切り抜けんものをも各駒のひづめを引かへし後と道として馳せ歸り中尉に委細を報道に及びましたから中尉に於かれてもすわや敵兵ごさんなれとヒラリと馬に跨りても其續けと云ひさまに一ひち當て、前路をさし一目散に馳せ出す此の時遅し彼の時早し敵の支那兵百有餘名先きに立つたる満州騎兵續て歩兵も一同に我軍目掛けて雨霰れ砲先揃へて打ち掛けたり鬼神ならぬ我兵も敵の多勢に打掛けられ必死となつて戦ひしが我は僅かに十名計り如何でかなほふやうもなく終には敵に打破られ我が一人は丸に當り馬より墜と落ちたりしが又たも飛び来る彈丸に中尉は足を打貫かれ續て馬をも射殞され進退茲に極まるものから暫し潜んで敵をやり心安く立去らんと傍近くの黎畑へ身をかくせしを敵兵は早くもそれを見てどつて逃がすなやるなど責め寄せ來り無二無三に打出したるゆへ中尉も今は此迄なりと必死となつて迎ひ戦はれたれども如何せん身は既に手傷を受け居らるゝ悲しき終

に敵の爲めに潔きよい打死を致され其他の人々の中に於て一名は正しく戦死致し四名は敵の捕虜となりて兵營に引かれ残る四名は負傷を受け辛くも其の場を逃れ去りて陣所へ歸り復命に及ばれたるうでもにて聞けば彼兵の爲めに捕虜となりし我四人の兵は兵營に引かれて無慘にも殺害され其首を三日の間鼻首ものと致し又た竹内中尉の屍は耳をそぎ鼻を切り鼻より口に細細を通し中和の町中を支那兵の強きことを誇りながら引き摺り歩行さましたさうで實に聞くだに身の毛のよだつ如き慘酷しき次第でふい升されれば本隊ある各將校方にも最早や軍機は充分に熟したり敵は早や目前なる大同江岸の平壤城に籠り居ると疑へなしとて愈よ平壤攻撃の手筈を定められ先づ全軍を本隊、混成旅團胡堂支隊元山支隊の四手に分け本隊は綠沙浦から大同江を渡るものと大津浦から大同江を渡りて江西縣に着するものとに區別し更に江西縣より隊別を改め左側隊を甌山縣に出して右甌山縣よりと江西縣よりと二手に進んで平壤に向ふと致し混成旅團は十二日に大同江を去ると二里計り南の方に當る水灣橋に着しひたすら敵に戦を仕掛けて敵ををびさ出し他の三方より責むるに容易やすからしむことを勤め又元山より

上陸致したる枝隊は十三日に松橋に着し十四日に順安に出で、敵の背面を絶ち切り十五日に平壤の背面より進撃致すと、し猶は朔寧より進む枝隊も十三日に麥田洞に到着翌十四日に大地境洞に至り十五日に平壤に向ふととし、仙れも總進撃は十五日拂曉の手筈尤も平壤周囲の中敵の遁げ路として甌山縣に至るべき一筋の道を開け置く事に定めましたが是れは彼の平壤に籠り居る敵の兵數は必ず我兵より多きとなるべしと想像致したる故此多數の兵を盡く取り圍みて死に物狂ひに戦はするは策の得たるものではなといふ見込の爲めに開放し置きたる次第ださうで右等の軍略により愈よ混成旅團を初め何れも運動に着手致されました前此の平壤といふ土地は前に川幅凡そ數百メートルある大同江を控へ其の水は殊に深く南の岸は尤も危険なる場所にて城の東には又牡丹臺と申す高き丘あり一体の地勢は余程高くして城内の廣さ凡そ一里城郭は中城内城外城及び東北城廓の四部に分ち天然頗る要害の地なるが上に清兵の來陣以來益々充分なる防禦工事を加へ現に其南岸なる半永久城には砲坐三基を築きクルツ野戰砂若干を備へ又牡丹臺の如きも城壘を堅固に築き之を修繕して從來急斜面なるが上は愈

よ斜めに作り立て之れにカットリング機械連發砲數門を置き其他の各處にも堅固なる砲壘を設けてクルツツ野戰砲或は山砲を据へ付け充分の備へを爲したる事されば恰も鬼に鉄棒ともいふべき天然と人工との要害を併せたる所でありまする故其の當時我兵の捕へたる捕虜の白狀する所を聞くに敵の或る將校は斯の地に居る以上は如何に日本兵強勇ありと雖も正しく三年の間は必らず支へ得るとが出来るといつたそうで彼等の了簡にては左もありそな事でもい升されれば我が混成旅團には前に申上りましたる軍略により猶ほ旅團を小分致し十一聯隊の一部を前衛として西島中佐に卒ひしめ同聯隊の本隊二大隊は大隊長心得として田上大尉に同第一大隊前衛歩兵は一月少佐に旅團本部の本隊として第二十一聯隊の一大隊と二大隊にて大島少將自ら之を卒ひ其他第一聯隊三大隊の如きは安井少佐之を卒ひて前衛の集合地より本隊に別れ直ちに左の方に迂回大同江岸なる水津浦に出で野津中將の來るを待ち受け此の組に合併すると相成愈よ九月十二日の朝まだきに旅團長陸軍少將大島義昌君には部下の兵卒に進軍の號令を傳へて中和府を出發致され土器店と申す所に着し同地にありましたる敵の砲壘を

乗取り進んで永濟橋（一に水灣橋とも稱へます）を渡り船橋里と申す地の木立の中に完全なる砲臺三ヶ所を築き敵が大同江の下流なる砲壘より我側面をねらひて打出しまするもの、防禦に備へ砲壘の前には深き壕を穿ち敵をして近付く事の出來ない様に致しました此日は船橋里を乗取りまする折りに敵兵を追撃したるのみにて左したる戦ひもありませんで明くれば十三日初めて大同江の南岸にある敵の砲壘中より發砲を致し猶歩兵五六百人を向岸に渡して頻りに我が堡砦に向ひ戦を挑みましたれど我軍に於ては未だ之に應せず唯水灣邊の一隊より時々敵兵に向いて小銃を放つのみでありましたが元々此の旅團は前申上たる通り敵をして我兵は只だ正面の一方より向ふと、飽までも思はしめ敵兵を誘き出すが専務であるから斯くいんじゆんには致し居るもの、若しも餘りに猶豫致しなば或は敵が我が策略のある所を知るに至りもやせん兎にも角にも一度砲撃して敵を操り敵の狀況を探り見んものと午后四時の頃はへより我甘門の砲列は敵壘を目掛けて砲先を揃ひ一齊に打ち出しました其音といふものは實に凄まじき限りにして恰も百雷の一時に落ち來るもの、如く硝烟はあたりをかすめて天地爲りに暗

憚たり敵は此の突然の猛撃に大に驚きたりしにや一時應戦したれどもつまりは十分間計りにて双方中止致しました扱翌十四日此日は兼て手筈のありし總攻撃の前日なれども相變らず昨日の如く時々互に砲撃する戦のみにて兩軍とも敢て兵を出しませんでし左れど敵は最早充分に我軍の策略に陥り日本軍は只正面の一方より責め來るよと思へたりしにやありけん平壤の背面には碌々備へも致さず我が師團の本軍が平壤を去ると五里程の地に達したる頃初めて氣が付いたのだそうであれば此日も例の如く只正面なる混成旅團に對してのみ専ら戦さの力を集め砲發致し居りまする中午後五時頃と思しき頃平壤城の東北に當りて頻りに鉄砲の音が聞へ初めましたから旅團の面々に於かれてもすわ朔寧か元川より進みたる我軍隊は早くも敵の背後に出でたるぞ愈よ本手の戦争に取掛らんとて大島少將に於かれては此の夜半に水灣橋の邊りに於て各隊の部署を定め先づ右翼隊には第十一聯隊長西嶋中佐左翼隊には第二十一聯隊長第三大隊長奥山中佐中軍には第二十一聯隊長武田中佐とし其外獨立騎兵には豊崎大尉之を卒ひ彼此互に連絡して共に敵軍に當るの準備をなし明ければ愈よ十五日兼て期したるとなりとて

皆一同に勇み立ち曉の三時に勢揃いを致し只一衝と進みたるに何ぞ料らん意外にも樹木の繁茂りたる邊に於て敵の堡壘を見出しました此の堡壘は余程高く出來居り兼ねて其の前面に深き壕をも穿ちある事されば右翼隊なる西島中佐は茲を先途と奮戦致し難なく之を奪いとり猶ほも進んで船橋里の砲壘を抜き取りんと三軍一齊に進撃致しましたければも敵は名にあふ盛字軍の勇兵にて之に加ふるに葉志超又は馬建忠など聞へたる盟必死とあつて防ぎ戦ひモーゼル銃を雨霰と打出しますものから既に手強く見へたりしが強勇無双の大島少將自ら前哨を去ると僅かに七十メートルの處にありて聲振立て一死皇恩に報ゆるは今日あるぞ引くなくと下知致し猶ほも進んで四十メートルの地に至り聯隊旗の下に突立上り雨の如き彈丸を事どもせず唯だ聯隊旗の下に斃れんのみと益々嚴重に指揮せらるゝものゆへ我兵も勇氣日頃に百倍して各彈丸の盡さるまで奮戦致し終に第一壘を乗取り續いて寄ては返し返しては寄せ三度突貫して三度退き四度目の突貫に至り始めて部下の兵隊を檢するに其士卒は既に大半打死致し僅かに三分の一ばかりを餘すのみでございました御話變つて此方は元山技隊是れも又彼の豫定

の軍略により佐藤大佐之を卒ひ十三日といふに順安に達したるに此の地に於て二三十名の支那兵我斥候兵と衝突を醸し小戦の末に之を追ひ退け且つ同處に在りたる支那兵の兵站部を占領致し十四日には平壤の背面凡そ一里程の處にある北漢山と申す山の邊りまで進み同地に於て露營致し翌十五日は早朝に右北漢山の巔に山砲を据付け其の左の方より歩兵を操り出して敵壘の左側一千メートルの處迄攻め寄せ此の隊得意の呐喊を爲しつゝおめき叫んで進撃したる故敵は不意の事とて大に驚き命辛く逃げ初めたるより難なく左翼の壘を乗取り續いて第一第二の敵壘をも攻落したれば午前九時頃には早や第三第四は戦はずして我が兵の占領する處となりたるより此の技隊は直ちに朔寧枝隊に合し共に牡丹臺の攻撃に着手致しました又立見少將の率へて朔寧より進みました枝隊の一群も彼の軍略に基き十二日に三登を出發致し江東に向ひ更らに進んで大地鏡より大同江を渡り十五日の拂曉に平壤の東角に出でましたが何にせよ是の時は恰も正面なる我混成旅團と側面なる元山枝隊と必死となつて攻撃最中でありましたから敵は朔寧枝隊の近きしとを更に知らず已に五百メートルの距離まで存分に進んだ頃

ろに初めて氣の付いた様子なれば我兵は勇み進んで第三壘を目掛け攻撃を初めたるに第一第二の砲壘にありし敵は其處取られては協はじどや思へけん力を極めて我側面を目掛けモーゼル十三發の鉄砲を打ち出し其の威ひ實に劇しく迎も當り難く見受けましたから更らに枝隊を二分して一は二十一聯隊第二大隊を山口少佐率ひて右翼に向ひ一は十二聯隊第一大隊を富田少佐率ひて敵の中軍に當らせ立見少佐自らは牡丹臺を陥れんと一直線に此の方面に向へ道すがら奮戦して第一壘及び第三壘を乗取り愈々餘す所の牡丹臺を乗取らんとて先づ元山朔寧の二枝隊を合せ佐藤大佐は第二第三の兩大隊を率ひて第五壘の背面よりいと狭き道路を回り牡丹臺假城の後より攻撃するとし又高田少佐の一大隊も同じく背面の方に向ひ山口少佐の一大隊は正面より元山隊砲兵一大隊朔寧隊砲兵一中隊は北の方なる塙をば砲撃して打破るとに各部署を定めて四方一度に責め掛り難なく牡丹臺を乗取つて仕舞勝つに乗じて玄武門に向ひ三度突撃して漸くに之れをも破り更に進んで城廓に迫らんと致しましたるが名にし負ふ我兵も今朝來の激戦にて非常に疲勞て居る様子に見受ましたゆへ一時休戦する事とあしたるは恰も

午後二時であつたさうです。扱又野津中將の率ひられましたる本軍には豫備の如く十二日に悉く大同江を渡り十三日に江西縣にて隊列を改め十四日の夜半沙門を發し十五日の夜明に山川洞に着しましたる處敵は兼て待まふけたるもの、如く壘によりて適かに我軍と對陣致しましたから我軍も直ちに砲列を彫き開戦致し又歩兵の一隊は密かに山を下りて黍畑の間を進みたるに敵の滿州騎兵百余騎も同じく砲丸の下をくゞりて我軍目掛けて押寄るを歩兵は更らに知る由なきも山上にある我本隊は其れと見るより砲門を直し騎兵目掛けて打出せば此の物音に歩兵隊も前に敵あるとを知り其横合より打て掛り瞬くひまに敵兵を將基たをしに打ち殺し續て奥山少佐の一隊は城外までも責め寄せて午後二時頃には全く敵兵を打破り一先づ本日は休戦すると致したるが其日午後四時頃に至り清軍は愈々協はずとや思へけん玄武門内の高き城の下に白旗を掲げ降参の意を示しましたるゆへ立見少將は一隊の兵を卒へて玄武門より突入り一箇の小城門のある處に於て談判を開き終に城引渡は明日迄猶豫を興へ一先づ其地を引上られたるが彼の城内の降参旗は是れ一時の窮策に出でたるものにて其夜續々と逃げ去り果ては

城内一人の影もなきに至りましたから翌十六日朝まだきに立見少將は玄武門より野津師團長は西門より入り續いて大島旅團長も其の部下の兵卒に進行喇叭を吹かせ午前八時頃に一同入城致し帝國萬歳を一齊に唱へ歡びの聲は城内に溢れ又直ちに電報を以て大本營に事の由を奏上致しましたる處陛下にも殊の外満足に思召され折返し敕語を賜はりましたさうでムい升扱て平壤責めに付ての美談もまた種々ムい升て彼の玄武門を開きたる勇猛の兵卒原田重吉氏のとがらなども申上べき筈でムい升が此の邊の處は何れ又其の内に折を見てたつぷりと御機嫌を伺ふ事と致し次回には黄海沖の海戦并に愈々鴨綠江を渡りて九連城を陥し益々北進して支那國を蹂躙致しまする次第を伺上

第十二回 黄海の大勝 仇波の碎けた跡や海の月

凡そ戰爭中に於て内亂と外患とを問はず海戦といふものは全体少あいで先づ我國の歴史に就いて見まするも海戦のあつた事は太古はいざ知らず中興に及んでは彼の八島檀の浦に於て九郎判官義経が平家の一族と戦つたといふが一其外に蒙古の軍勢が筑紫

灘に寄せ来りましたるを北條時宗が討ち拂ひましたるものが一ツ尤も此の戦さは神風の爲めに彼れ等の船が丸で打沈められ残らず溺死致したので其外には近頃長州下の關邊にて亞米利の軍艦と小戦があつた位の事されば中興以來我國の海戦にては先づ檀の浦の戦ひが一番大きいのであるけれども是れとて今日より見た日には兒戲の様な事でもい升又世界の歴史に付いて見まするも其通り左れば平常海軍の事に付ては何國に於ても何分冷淡なもので現に今回の支那の北洋艦隊の如き先づつ年一たび英米佛等の強國に長夜の夢を醒まされて以來随分堅固ある甲鐵艦も拵へ亦た西洋人を雇へいれて乗組み兵隊には夫々洋式の教練を致させ居りましたるが少しく太平が續きますると支那人の癖として漸く懶惰の心が生じ彼れの高等武官たるものは各艦隊歳費の中幾分を己れの懐へのみ込んで果ては豫算してある石炭が其の船の需用に足らんの兵士が充分の働きが出来んのと云ふ様な事に相成まする次第で幸いに我日本國の人民は夙とに海軍の擴張に心を用へ居られましたる故今回の海戦にても彼れは堅固にして又尤も多數なる船艦を有し居たるにも拘はらず我國は近頃軍用船と定められたる彼の赤城西京の如

き脆弱なる小數の船艦に見事敗を取るに至りたるはつまり平常我海兵が教練の功と又た他に類ひなき忠君愛國心の二者與かつて力あるものと言はなければなりません況して此の度の戰爭は新式教練の手初じめなれば世界各國とも充分注意致し居られたることとて海の内外を問はず開戦の日を今日か昨日かと首筋を延べて待ち居りました中初め我艦隊には同月十日といふに彼の山縣大將の一行を乗せたる運送船三十隻を護送し肥前佐世保の港より西へ向つて出發致したるが恰此日は二十廿日の事とて人々各海上激浪の警戒を加へ居りましたれどさしたる荒れもなく翌々十二日を以て恙なく仁川に到着致したる故右の一行を上陸致させ更らに翌十四日夕刻に同所を出發致し大同江の方へ向ひ十五日同所へ着し茲にて我陸兵の前衛が既に平壤に向つて戰爭を初めたる由を聞きたる故不取敢陸軍兵が大同江を渡る爲めの護衛として艦隊中の小艦并に水雷艇を戦地に向はせ残る艦隊は敵の軍艦ごさんなれど右大同江口近邊より鴨綠江あたりにかけ充分注意を致し居りますると翌十六日に丁度鴨綠江の入口なる大東溝といへる邊に當り惟しむべき模様に見へましたるからはやり切りたる我海軍何條猶豫のなから

べき本隊の旗艦としては伊東司令長官の乗組みたる松島號を初め續て千代田、嚴島、橋立、比叻、扶桑、赤城の七艘又第一遊撃艦隊には吉野、高千穂、秋津洲、浪速の四艘別に樺山軍令部長の乗組み居らるゝ西京丸と都合十二艘各列を乱さず隊伍を整へて同日午後五時に大東溝近くの海洋島あたりへ向ひ出發致しましたが此日は何事もなく目的の地に着し扱て翌十七日となりますますや午後六時五十八分未だ朝霧の晴れやらぬ頃より旗艦松島は不取敢赤城艦に命じて海洋島近邊を搜索致させられたれども別に異りたるともありませんでした故一同は大に落膽致し居りまする中同九時過ぎ海霧も少しは晴れ來りたる頃はへ赤城艦の橋の上にあらし番兵が突然「敵がいた」敵が見へたと大聲を發しましたから艦隊はすはやと計りに勇み立ち各充分に警戒を加へて遙かの沖合を見つめ居りまする中に縷の如き黒煙は一條は、二筋となり三筋となり五隻となり九隻となり終に十四隻盡く顯はれ出て漸々と我艦を目掛けて進み來り正しく我れに向つて戦を挑む如き様子でありますから午前十一時半我艦一同は心靜かに晝飯を喫し其れより徐々と敵艦に向ひ進み近き恰と北緯三十六度十分東徑百二十三度五分則ち大鹿島を距る十里計りの

處に至り双方の距離漸く近づきました故我艦一同は戦を始める相圖として一齊に日本軍艦の旗を橋の上に高やかに飄かし各發砲の準備を致し更らに單縦隊列として縦に細長く續いて向ふべき手筈とし敵の横に廣く各々舳を列べて來りまするものに横さまに當らんと致しましたが我艦の中にて赤城西京の二艦は並より非常に小さな艦なれば殊更らに船列の左り側に就くとに致させ隊伍整々として扱是よりは敵の軍艦相應の場所に來りたらば發砲せよと號令を傳へられ各々片唾をのんで控へられましたか彼方は敵の艦隊彼の北洋有名の甲鐵艦定遠、鎮遠の二船を中央に挿み左右に長く翼を張り右手の方には揚威、超勇、靖遠、來遠左の方には經遠、致遠、威遠、濟遠、勢ひ込んで馳せ來る別に廣丙平遠の二隻を本隊より遙か西の方に放し置き我艦を二手に分けんと策りましたが我艦に於ては得たり賢し彼れの振舞目指すは鎮遠、定遠のみ此の二隻をば打沈めば他の小艦はものかはとて彼の計略には脇目も振らず肅然として進み行き双方の距離一里十九丁の地に至りまするや彼れ先づ一發を放ちましたれども中らずして中途に落ち茲に初めて開戦となりましたは恰と午後零時五十四分其れより我本隊及び第一遊撃は敵の

中央に備へたる旗艦の方に一直線に向ひ稍近づくと遊撃隊は直ちに敵の右翼を打ち本隊は中央を突かんと致しつ吉野は砲烟の中をくゞりて敵の艦に近くと二十七八町に至り砲撃を初めました此の間吉野は始終敵の的となり敵の砲丸は皆な此の艦に向つて打ち出し續て他の諸艦も互に死力を盡くして戦へましたから流身晴れ渡りし天空も今や硝煙彈雨に包まれて一圓の闇黒世界となり其の間に電光と見ゆるは砲火の閃めくものにして百雷の如き音は彼の三十二珊知米の大砲であるましたが是の時既に我第一遊撃隊は揚威號に火を發せしめ更らに進んで敵の右側を通り右に向つて進まんと致す折柄左の方に廣乙平遠の二隻と水雷六隻を見留めましたから更らに左に向けて是を追ひさま扶桑號より打出したる船後の大砲にて見事平遠に火を發せしめ猶ほも進んで追はんとする折旗艦の方より信號を以て歸れと云へ來りし故再び進路を左りに變じました西京丸は漸々進んで本艦の左りに居りましたが第二遊撃隊の來りまするや本隊と其間に挿まり危きと甚しきゆへ非常の速力を出して後の方へ進み其通過を待ちて再び前に進み位置を遊撃隊の左側に取りました是より先き本隊中にありし比叡及び赤城

の二艘は速力遙かに他の諸艦に劣りますゆへ遂に取殘されて孤立ちの姿となりましたから之を見たる殿艦たる所の扶桑號は直ちに進んで其跡を埋め其の空虚に敵を入れませんで仕舞ました此の時本隊には敵の右翼の方にあり敵の超勇號は火を失して大に騒ぎ出したるゆへ敵の重立らたる艦は盡く比叡に向つて蒐まり彈丸は雨の如く同艦自掛けて打掛けましたから同艦も今は意を決して敵中に進み入り奮戦終に火を發するに至りたるより敵艦は此の期をすかさず同艦に向て水雷を發射すると三回左れども皆外づれて水に入つて仕舞ひし故比叡は此の間に危うき難を免がれて敵艦の中をくゞり出でました敵の追撃殊に劇げしく其れに進退遅くして如何ども致し方なき有様を見てとりました赤城艦はいで敵中に進み入り比叡を救い出さんものをと逸足早く近づきまするや比叡は漸く死地を脱して其場を逃れましたが敵艦來遠は此の有様を見て直ちに兵を艦上に列ね小銃を無二無三と打掛けすゆへ乗組みの水兵は今は必死となつて奮戦し終に艦長坂本少佐は討死致され航海長も又負傷し艦体も多少損所を生じたれども更らに屈する色なく益す敵を手近に誘き寄せ其の間三町たらずに垂んと致す頃艦尾に備

へ付けある速射砲を發射すると僅か五分時に千數百發に及び其中に敵艦來遠に命中り
 まして非常なる火事を同艦後部の甲板に起したが此方の遊撃隊吉野は比叡赤城の二艦
 既に危ふしとの信號を西京丸より傳へらるゝや直ちに十四海里の速力を益し艦隊を從
 へて急に趣き終に赤城を救へ出しました又西京丸は速力の遲きを爲め列外に出たるより
 是も今は孤立の姿となり敵艦致遠定遠の爲めに追はれ定遠より打出したる大砲は右の
 舷より百間程より跳り來り最も上の方なる甲板を貫き艦機に通ずる二十五の汽管を碎き
 其れが爲め蒸氣艦機は其用を爲さず依て損傷の旨を信號致し遊撃隊及び本隊に別れて
 列外に出でたる處遙か彼方の方の前面より敵の砲艦廣丙平遠と水雷艇とが來るに遇い
 ましたから進退自在ならざる西京も今は死力を盡して一撃を試みたるにその砲丸見事
 に命中りましたものか敵艦は狼狽ふため硝煙の中に姿をかくし程なく右の舷に顯は
 れ來りて通り過ぎたる故更らに全速力を以て砲撃し二彈の命中たるを見受けたるが間
 もなく水雷を發射し來りました左れを此の水雷は西京の左舷七八間の所を通過して中
 らす再び西京の艦首凡そ二十二間の處に於て旋回發射管より水雷を發射し來りたるゆ

へ西京は最早や避くべからざる場合とあり一同討死と覺悟致し居りたるに是又余りに
 距離近きに過ぎしゆへ西京の船底を潜り抜け艦の後ろに至つて浮び上つて其用を爲さ
 ず茲に於て西京は益す勇を奮つて戦ひ敵は更に水雷艇三隻を以て追掛けましたが逆も
 發射の距離に近づくと能はずとや思へけん僅か三十分程にて止めて仕舞ました遊撃隊
 并に本隊の各艦は左右兩面より敵を狭み打に責め初め敵のひるむ所をつけ入りく松
 島艦の打出したる一彈定遠號に命中つて定遠は火を發しますするや靖遠も又火災を起し
 終に列外に逃げ出し定遠は鎮遠の助けによりて火を防ぎ居ります様子其の中に敵の彈
 丸は一發我松島に命中り艦内に火を起さんと致しましたが我兵幸ふして消し止めまし
 たされども敵勢は益すく疲れて今は致遠も右の舷なる後ろの方より沈み初め横に立
 ちて僅か五分間にて沈没し定遠鎮遠の外は盡く隊伍を乱して遁れ去りたるゆへ二艦を
 目掛けて討ち掛けましたが定遠の火災益々激しく噴き出す煙りおびたしくして發砲
 すると能はず暫したためらふ其中に早くも彼れは死地を脱れて遁け去せました左れば遊
 撃隊の吉野高千穂秋津洲浪速は敵艦の逃げるを追ふて彼の來遠を沈め愈々彼我の兩艦

相離れ砲聲全く止みたるは四時四十五分の頃其中赤城も損所を修繕て来りましたゆへ不取敢松島を吳港へ歸し赤城を大同江に歸し旗艦を橋立に移し猶は敵の逃れ行き去たる方角に向つて進行し射ち漏らしたるものを求めましたが終に見當りませんゆへ愈々凱歌を擧げて本國に立歸りました因て大本營よりは更らに優渥なる勅語を賜へ猶は天皇陛下には西京丸に行幸あらせられ親しく旗艦の現狀を御實見相成りましたが扱又御話し變りまして彼方の我が陸軍に於かれては既に平壤を乗取つてより續て北進致し難なく義州をも打越へ韓清兩國の境へなる鴨綠江へ出でましたるは九月二十三日、先きに進んだる佐藤大佐の杖隊は先づ不取敢水口鎮の上流より鴨綠江を渉る道すがら敵の歩兵三百人と騎兵六十人などを打破りて敵の後にいで又一方は廿四日の夜密かに鴨綠江に橋を架し縦砲并に臼砲各一門を河の左岸に備へ置き第三師團の一隊は同夜上流を船にて渡り虎山の北の方なる高地に據り廿五日午前七時本隊の將に戰爭準備に取掛りますや右の諸隊は側面より右翼前面の虎山に據りたる敵と開戦致し本隊は續て其の正面より迫り大迫旅團長は右翼の險岨なる山に上りて敵の側面より劇しく小銃を打出

したるゆへ敵は遂に支へると能はず九連城の方を差して逸散に逃失せたるから我兵は直ちに右の敵營を乗取りました折りしも九連城に在りて此有様を見て居たる敵兵は味方には敗られたるぞ援へくと一齊に凡そ三千人計り進み來り我營所より正面に當る山の上より雨の如くに小銃を打下ろしましたから我兵も大に奮戦致し居る砌り立見少將には逸早くも其旅團を卒へて虎山の左の方を回り敵の背面に出で烈しく其横合より責めましたからたまりません敵の大半は驪河に打沈められ生殘るものは命辛く風凰城の方へ遁げ行きしゆへ我軍は速に驪河を渡り進んで敵の幕營を奪へ大砲十門を分捕し此夜十二時第三師團と共に九連城の北コノキノ云ふ要害の土地を取り此夜は他の諸軍と共に是の近處に露營致したる故敵は頻りに大砲を打掛けましたれども差したる事もなく明くれば廿六日午前四時半より第三師團并に第五師團等の兵共に三方より敵の背後に迫りたる故敵は早や叶はずと思へけん黎明告ぐる頃迄へには殘る方もく逃げ失せられたれば我兵は午前十時といふに九連城を全く乗取り猶は敵の逃げ去りたる方面に向つて追撃を致し其の一隊は直ちに安東縣に至りたるに同處は兼てより幾らか

の備へもあり敵の兵隊も居りたる處であつたれど今や九連城も陥り同處の敗兵積々ど逃げ來りたるさまを見急し狼狽致し其の大將分たるものは逃げ出さんとする兵を集め將に追兵の爲めに備へを致さんとする折りしも我軍隊は既に一寸の猶豫なく早や聞近かに押し寄せ來りたる故に益すく周章ふためきて大砲二十門米穀二千石其他小銃彈藥無數を拾置きたる儘皆を散々に逃げ去せましたるから我兵は直ちに之を乗取り假りに此地に民政廳なるものを設け公使館一等書記官小村壽太郎氏を其長官となし占領地内の政務に與からしめ山縣大將は告示を出して人民を諭し占領地内なる今年の租税は免除する旨を達せられました又た鳳凰城に向はれたる先登騎兵は九月二十九日に同處に達したる處敵は惣崩れとなり火を放ちて逃げ出し重立ちたる大將分は奉天地方に其の他のものは海城地方と大孤山地方との二手に分れたる様子故我騎兵大隊は直ちに之を占領致し山砲二門臼砲三門其の外小銃天幕等夥しく分捕して歩兵大隊は同三十日に立見旅團は同三十一日に恙なく入城致されました扱又此方に於ては九月十七八日の頃より佐世保港を出發致したる山地中將の卒し第一軍は同月二十四日拂曉より清國盛

京省魏子窩地方花園口に上陸を初め同二十九日に悉皆陸揚を終り其の先鋒隊後隊とも皆な旅順口の方面に向つて進撃致し十一月三日より金州の攻撃を初め之れと同時に我海軍も殆んど全力を盡して大連灣の各要港を砲撃致し海上夥多の水雷を分捕致しました其れが爲めなるや兼ねて威海衛に居りましたる支那軍艦十五六艘は同所を出發致したるや又一説によりますれば既に金州をも占領致し進んで旅順口をも乗取り猶ほ安東縣なる第二軍の追撃隊は第一軍の上陸したる地方邊迄來り今は兩軍の聯絡も通じたるよしされば程なく驚天動地の大勝利の報に接するは疑なき事と存じますゆ斯く迄進み居りますれば北京城頭に我國旗を掲げまするも最早程なき事と存じますゆへ兎に角に此處一段落を告げて一先づ御免を蒙ると致します長らくの間御耳を汚しましたる段偏に御容謝の程を願はしふ存じ申

明治廿七年八月廿四日印刷
同廿七年八月廿八日發行
同廿七年十一月十一日訂正再版印刷
同廿七年十一月廿五日發行

清漢者

堀田政之助

遷本九兵衛
東京市京橋區南傳馬町二丁目
十番地

版權所有

發行者

小川寅松

印刷者

平島曠

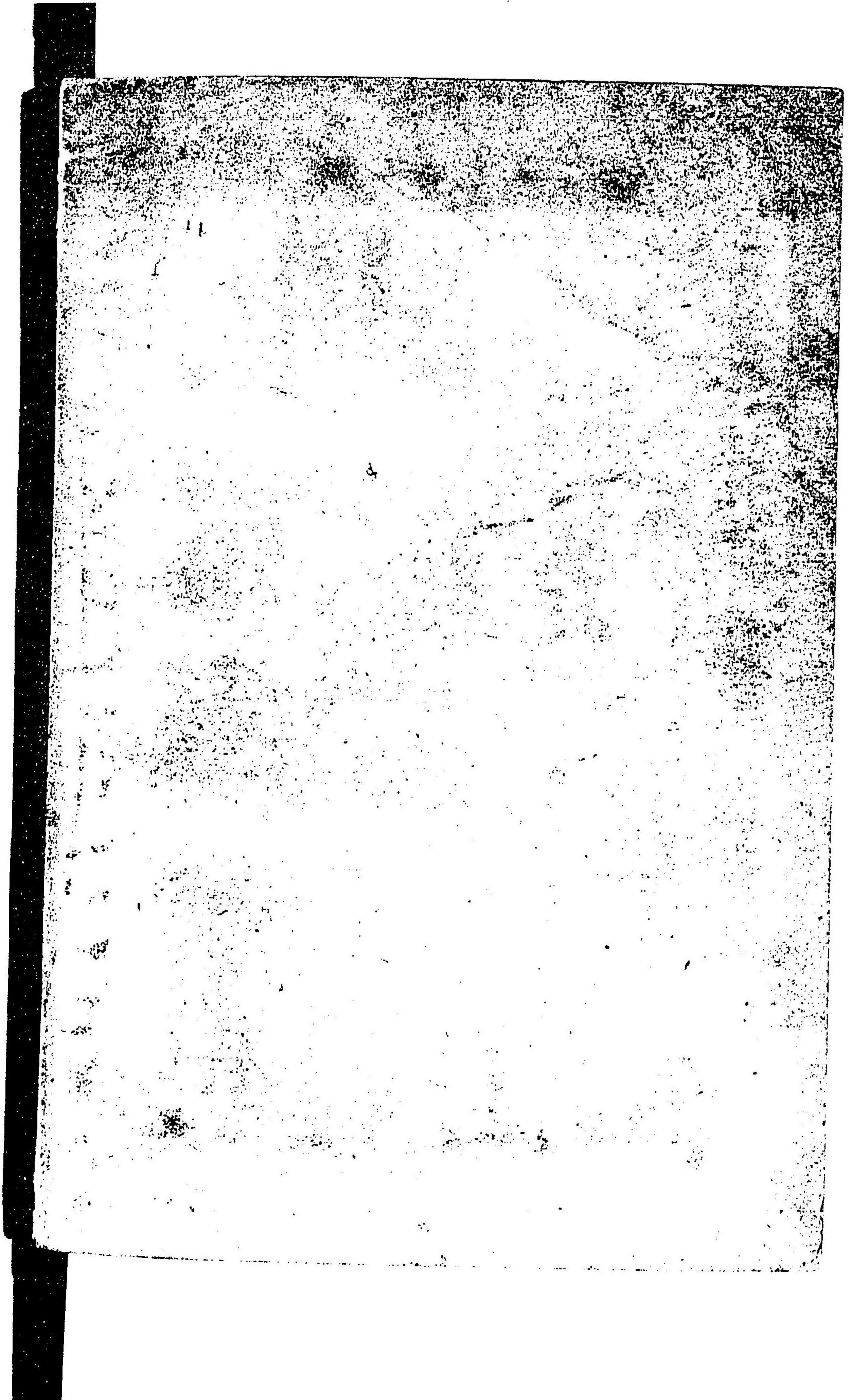
印刷所

八重洲橋活版所
同日本橋區上槌町十六番地

發行所

京橋區南傳馬町一丁目
全馬
南紺屋町區

辻本尙古堂
小川尙榮堂



特12

161



097479-000-8

特12-161

日清戦争実記 (朝鮮詳報)

松林 若円 / 口演

M27

DBS-1389

